

—令和 8 年度版—

事業概要

青森県西北保健所

目 次

第 1 総括

1	管内の概況	1
2	沿革	2
3	機構図と分掌事務	4
4	令和 8 年度行事予定	7
5	令和 8 年度相談等日程表	9
6	令和 7 年度歳入・歳出関係	10

第 2 各課の事業概要（令和 7 年度実績）

1 指導予防課関係業務

1-1	衛生教育	12
1-2	医療及び薬事関係	13
1-3	感染症予防関係	18
1-4	結核予防関係	20
1-5	健康危機管理関係	25
1-6	新型インフルエンザ関係	25
1-7	西北五地域保健医療推進協議会	25
1-8	人材育成・市町支援関係	26
1-9	職場研修の実施状況	27

2 生活衛生課関係業務

2-1	食品衛生関係	28
2-2	生活衛生関係	36
2-3	化製場等関係	39
2-4	温泉関係	39

3 健康増進課関係業務

3-1	健康づくり事業関係	41
3-2	母子保健事業関係	43
3-3	歯科保健事業関係	45
3-4	栄養改善指導事業関係	45
3-5	保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進	48
3-6	精神保健福祉関係	48
3-7	難病関係	56
3-8	人材育成・市町支援関係	60

第 3 資料編

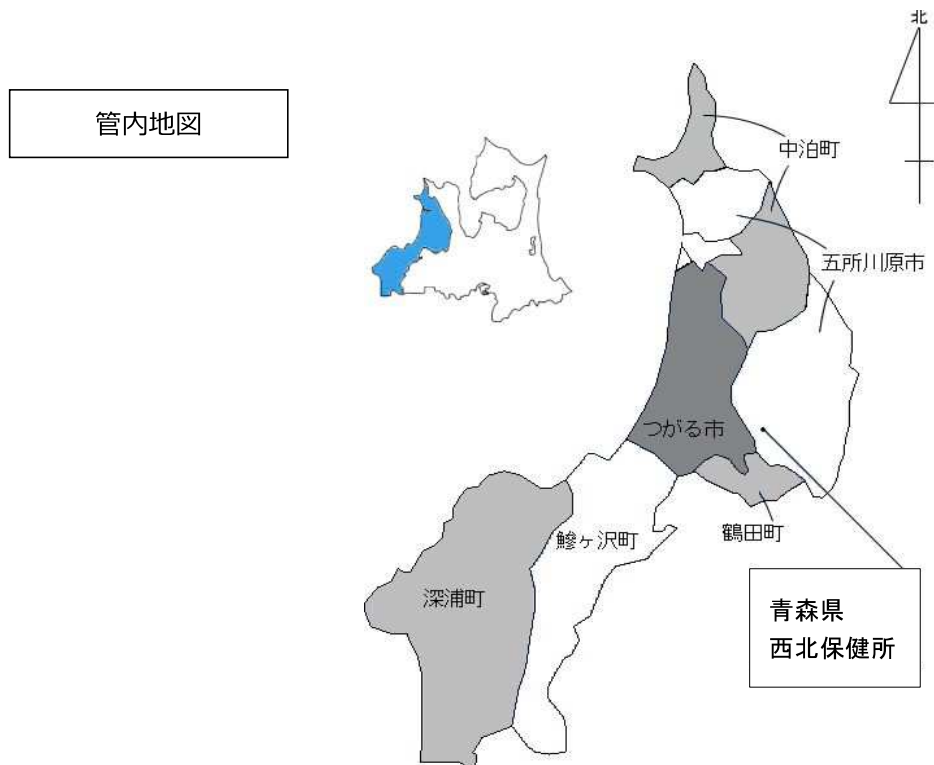
資料編目次	62
-------	----

第 1 総括

1 管内の概況

所管区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡 2 町（鰺ヶ沢町・深浦町）及び北津軽郡 2 町（鶴田町・中泊町）の 6 市町となっている。

総面積は、1,752.5km²（県全体の 18.2%）、総人口は 107,899 人（県全体の 9.4%）、世帯数は 45,272 世帯（県全体の 8.9%）である。また、老年人口割合（65 歳以上の総人口に占める割合）は 42.22%で、県全体の割合（36.3%）を上回っている。



面積及び推計人口（令和 7 年 10 月 1 日現在）

	面 積 (km ²)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (15 歳未満) 割合 (%)	生産年齢人口 (15 歳～64 歳) 割合 (%)	老年人口 (65 歳以上) 割合 (%)
五所川原市	404.20	47,185	20,782	8.9	52.2	38.8
つがる市	253.55	27,744	10,565	8.4	49.2	42.4
鰺ヶ沢町	343.08	7,815	3,408	6.3	45.3	48.4
深浦町	488.91	6,126	2,803	5.5	39.2	55.3
鶴田町	46.43	10,794	4,153	9.2	49.9	40.9
中泊町	216.34	8,235	3,561	6.5	44.1	49.4
管内計	1752.51	107,899	45,272	8.3	49.1	42.2
県計	9645.11	1,145,475	508,434	9.7	54.0	36.3

（国土地理院「令和 8 年全国都道府県市区町村別面積調」、令和 7 年青森県の人口より再計算）

2 沿革

昭和 21 年 6 月

北津軽郡鶴田町大字前田 26 番地に役場（総床面積 640.71 m²、総 2 階建）を無償で譲り受け青森県鶴田保健所として開設した。課及び係制がなく所長（医師）、薬剤師、獣医師、X線技師、保健婦等職員が 10 名で管轄区域は北郡 5 町 18 村であった。

五所川原町、鶴田町、板柳町、金木町、中里町、
栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村、七和村、小阿弥村、沿川村、
喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、相内村、脇元村、小泊村

昭和 26 年 6 月

庁舎を北津軽郡鶴田町から北津軽郡五所川原町上平井町 94 番地に新築移転。

昭和 26 年 7 月

青森県鶴田保健所の名称を青森県五所川原保健所と改称。

昭和 39 年 1 月

現在地に鉄筋コンクリート平家建ての庁舎が新築された。

平成 8 年 4 月

所長が鰺ヶ沢保健所兼務となる。

平成 9 年 4 月

部の再編により環境保健部の出先機関から健康福祉部の出先機関となる。

保健所再編のため、旧五所川原保健所管内から、板柳町が弘前保健所管内に編入され、旧鰺ヶ沢保健所管内の町村が管轄となったため、所管区域は 1 市 6 町 7 村となる。

五所川原市、
鰺ヶ沢町（編入）、木造町（編入）、深浦町（編入）、金木町、中里町、鶴田町、
森田村（編入）、岩崎村（編入）、柏村（編入）、稲垣村（編入）、車力村（編入）、
市浦村、小泊村

五所川原保健所鰺ヶ沢支所が設置される。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制）」が新設され、五所川原保健所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「保健部（五所川原保健所併置）」に、鰺ヶ沢支所は同部の「鰺ヶ沢地区担当（五所川原保健所

鰯ヶ沢支所併置)」となる。

「総務企画室」が保健部庁舎内に、「福祉部」と「こども相談部」は五所川原市栄町10の合同庁舎内に配置された。総務企画室の職員数は11名。保健部は保健予防課、生活衛生課(環境衛生課から改称)、健康増進課の3課体制となる。

平成17年4月1日

平成17年2月以降の市町村合併により、管轄区域が2市4町となった。

五所川原市(五所川原市、金木町、市浦村合併)、つがる市(木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村合併)、

鰯ヶ沢町、深浦町(深浦町、岩崎村合併)、中泊町(中里町、小泊村合併)、鶴田町

平成18年4月1日

行政組織規則の一部改正により、五所川原保健所鰯ヶ沢支所廃止となる。

平成19年4月1日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、総務企画室は企画調整室となる。

同じく保健部は保健総室(五所川原保健所併置)となり、保健予防課は事務の一部を健康増進課に移管し、指導予防課となる。

平成20年4月1日

行政組織規則の一部改正により、企画調整室が保健総室に統合される。

令和7年4月1日

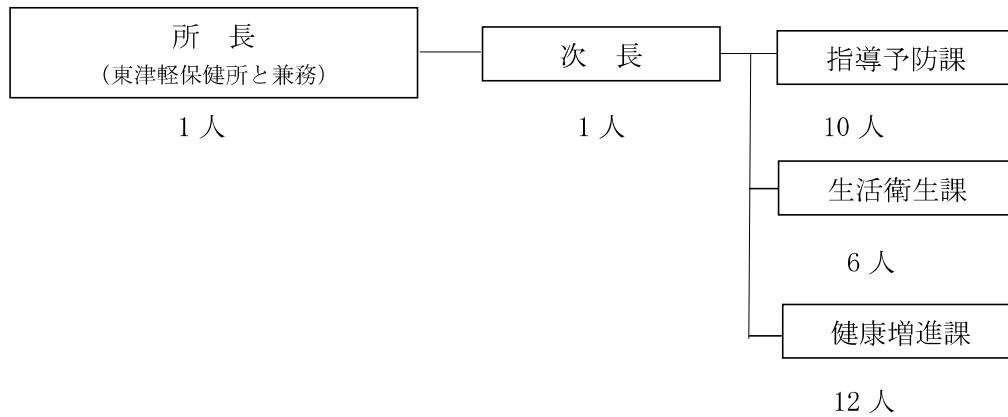
行政組織規則の一部改正により地域県民局への併置が廃止となり、単独出先機関として設置される。青森県西北保健所に名称変更となる。

3 機構図と分掌事務

3-1 機構図

(令和8年4月1日現在)

【青森県西北保健所】 計 30 人



※職員数は正職員の数。

3-2 職種別職員数

(令和8年4月1日現在) (単位：人)

職 種 職 名	一般事務	医師	歯科医師	獣医師	薬剤師	保健師	栄養士	診療放射線技師	合 計
所 長		1							1
次 長	1								1
副参事									
総括主幹					1				1
課 長					1 (1)		1		2 (1)
主 幹	2			2		1			5
主 査	1				1	3	1	1	7
主 事	3								3
技 師			1	1	2	7			10
合 計	7	1	1	3	5 (1)	11	2	1	30 (1)

※1 職員数は、正職員（定年退職後の再任用職員を含む）の数で、会計年度任用職員等は計上していない。

※2 () 内は、総括主幹で課長を再掲

3-3 分掌事務

＜指導予防課＞

1. 庶務に関すること。
2. 衛生教育に関すること。
3. 地域保健に係る統計調査に関すること。
4. 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
5. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
6. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科技工士、栄養士及び調理師等に関すること
7. 死体解剖保存に関すること。
8. 薬局及び医薬品販売業に関すること。
9. 毒物及び劇物に関すること。
10. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。
11. 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること。
12. 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること。
13. 診療エックス線に関すること。
14. 予防接種に関すること。
15. 医学実習生、医師臨床研修に関すること。
16. 地域災害医療対策に関すること。

＜生活衛生課＞

1. 食品衛生に関すること。
2. 化製場等に関すること。
3. 旅館業、住宅宿泊事業、公衆浴場及び興行場に関すること。
4. 理容所及び美容所に関すること。
5. クリーニング業に関すること。
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
7. 墓地及び埋葬に関すること。
8. 建築物衛生一般に関すること。
9. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
10. 温泉に関すること。

11. レジオネラ症の予防に関すること。

＜健康増進課＞

1. 栄養改善に関すること。
2. 母体保護に関すること。
3. 児童の健康相談に関すること。
4. 健康づくり推進事業に関すること。
5. 母子保健に関すること。
6. 口腔保健に関すること。
7. 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
8. 難病対策に関すること。
9. 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること。
10. 人材育成、看護学生等の実習に関すること。
11. 地域保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること。

4 令和8年度行事予定

月	指導予防課	生活衛生課	健康増進課
4月	・西北保健所感染症診査協議会(以降毎月2回開催) ・エイズ検査(月1回)	・理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場等監視(～3月) ・特定建築物監視(～3月) ・温泉利用・レジオネラ施設監視(～3月) ・学校給食施設監視(～3月) ・カンピロバクター食中毒及び腸管出血性大腸菌食中毒対策(～3月) ・食品表示対策(～3月) ・食品施設監視指導(～3月)	
5月		・食品収去検査(～3月) ・食品衛生責任者講習会(養成、実務)	・世界禁煙デー及び禁煙週間(31日～6日) ・給食施設栄養管理指導(～2月) ・第1回西北地方保健協力員代表者会議
6月	・不正大麻・けし撲滅運動(～9月) ・薬物乱用防止啓発促進事業(～2月) ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(～7月) ・HIV検査普及週間(1～7日) ・薬物乱用防止指導員連合協議会	・食品衛生推進員講習会 ・食品衛生責任者講習会(養成、実務) ・仕出し、弁当による食中毒予防強化月間(～10月)	・世界禁煙デー及び禁煙週間(31日～6日) ・第1回西北地方保健協力員代表者会議 ・給食施設栄養管理指導事業研修会 ・市町村行政栄養士研修会 ・第1回西北五地域における精神障がい者地域支援に関する協議の場
7月	・医薬品・医療機器等一斉監視指導(～12月) ・「愛の血液助け合い運動」月間 ・財務事務検査 ・薬物乱用防止指導員地区協議会・研修会	・遊泳用プールの衛生監視 ・食品衛生責任者講習会(養成、実務) ・食品等夏期一斉取締り ・食品表示夏期一斉取締り	・母子保健ネットワーク会議 ・市町村行政栄養士連絡調整会議
8月		・食品衛生月間 ・食中毒予防キャンペーン ・きのこ食中毒予防月間(～10月) ・社会福祉施設等給食監視(～3月) ・食中毒予防キャンペーン	・西北地域自殺対策ネットワーク連絡会 ・西北地方保健協力員連絡・研修会 ・第1回新任保健師研修(地域保健関係者研修)

月	指導予防課	生活衛生課	健康増進課
9月	・結核予防週間（24～30日） ・救急医療週間（6～12日）	・食品衛生責任者講習会（養成）	・健康増進普及月間 ・自殺予防週間（10日～16日） ・第2回新任保健師研修（地域保健関係者研修） ・難病医療相談
10月	・くすりと健康の週間（17～23日） ・麻薬・覚醒剤大麻乱用防止運動（～11月）	・生活衛生・食品衛生関係職員研修会 ・食品衛生責任者講習会（実務）	・第2回西北地域自殺対策ネットワーク連絡会
11月	・予備監査	・ノロウイルス食中毒予防月間（～2月） ・食品衛生責任者講習会（養成、実務） ・食品営業施設（ふぐ）監視	・給食施設栄養管理指導事業研修会 ・在宅医療・介護連携推進事業市町担当者会議 ・西北五地域生活支援広域調整会議
12月	・世界エイズデー（12月1日）・レッドリボンキャンペーン ・西北五地域災害医療対策協議会 ・新型インフルエンザ等対策協議会	・食品等年末一斉取締り ・食品表示年末一斉取締り ・食品衛生責任者講習会（養成）	・第3回新任保健師研修（地域保健関係者研修） ・精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・第2回保健師業務連絡会議（5日、地域保健関係者研修） ・第2回西北五地域における精神障がい者地域支援に関する協議の場
1月	・はたちの献血キャンペーン（～2月）		・第2回西北地方保健協力員代表者会議 ・難病対策地域協議会
2月	・市町村献血推進事業担当課長会議	・食品衛生責任者講習会（養成）	・第4回新任保健師研修（地域保健関係者研修）
3月			・自殺対策強化月間

5 令和8年度相談等日程表

実 施 項 目	実 施 曜 日	受付及び開催時間
こころの健康相談 (要予約)	第2木曜日	午後1:00～2:00
エイズ相談・検査 (即日検査) (要予約)	第3火曜日	午後2:00～3:00
ウイルス性肝炎検査 (要予約)	第3火曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前11:00～12:00
結核接触者健診 (QFT検査を含む)	第3火曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前9:00～11:00
骨髄移植一般相談 (要予約)	随時受付	午前8:30～午後5:15

6 令和7年度歳入・歳出関係

(1) 歳入

(1)－1 調定

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
財産貸付収入	3,000	3,000		
土地建物等	3,000	3,000		
健康医療福祉政策課	3,000	3,000		
雑入	59,891	59,891		
雑入	59,891	59,891		
知事部局	59,891	59,891		
光熱水費	20,559	20,559		
措置入院患者入院費用徴収	39,332	39,332		
総務費	0	0		
情報公開	0	0		
個人情報保護	0	0		
計	62,891	62,891		

(1)－2 証紙収入

(単位：円)

科 目	件 数	金 額
総務手数料	26	19,500
証明	26	19,500
総務学事課	26	19,500
環境保健手数料	492	5,753,000
医薬費	171	1,181,500
医療施設等許可	2	40,000
麻薬免許	97	387,800
医薬品医療機器等	72	753,700
自然保護費	0	0
温泉	0	0
生活衛生費	321	4,571,500
食品関係営業許可	306	4,261,500
興行場営業許可	1	8,600
公衆浴場営業許可	0	0
旅館営業許可	1	7,400
理容所等開設検査	9	144,000
クリーニング所開設検査	0	0
建築物衛生管理業者登録	4	150,000
計	518	5,772,500

(2) 歳出

一般会計

(単位：円)

款 項 目	令 達 額	支出済額	残 額
民生費	324,480	179,482	144,998
社会福祉費	204,480	163,120	41,360
老人福祉費	204,480	163,120	41,360
災害救助費	120,000	16,362	103,638
救助費	120,000	16,362	103,638
環境保健費	23,774,517	18,302,341	5,102,019
公衆衛生費	6,893,120	3,984,620	2,908,500
結核対策費	1,983,360	1,286,077	697,283
予防費	881,000	318,812	562,188
母子保健対策費	219,000	93,636	125,364
精神保健福祉費	1,481,660	687,533	794,127
生活習慣病対策費	883,100	802,707	80,393
特定疾患対策費	1,445,000	795,855	649,145
環境衛生費	1,451,035	1,267,642	183,393
食品衛生費	948,000	896,301	51,699
生活衛生総務費	503,035	371,341	131,694
保健所費	13,384,472	11,791,621	1,222,694
保健所費	13,384,472	11,791,621	1,222,694
医薬費	1,955,890	1,190,268	765,622
医務費	610,000	114,652	495,348
薬務費	390,000	188,226	201,774
企画調整費	955,890	887,390	68,500
自然保護費	90,000	68,190	21,810
自然保護総務費	90,000	68,190	21,810
計	24,098,997	18,481,823	5,247,017

第2 各課の事業概要（令和7年度実績）

1 指導予防課関係業務

1-1 衛生教育

各種研修会などを利用して、関係機関に広く感染症、保健医療対策の向上を図るための衛生教育を実施した。

令和7年度は2回実施し、延べ参加人員は95人である。

（単位：回、人）

教 育 内 容	実 施 回 数	延 べ 参 加 人 数
感染症 （結核・エイズを除く）		
結核	1	50
医事・薬事	1	45
合計	2	95

1-2 医療及び薬事関係

(1) 医療施設等の状況

令和7年度末現在、病院の施設数及び病床数に変化はない。診療所の施設数は2施設減少したが、診療所病床数に変化はない。

(令和8年3月31日現在)(単位：施設(箇所)、病床数(床))

区分	総数	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
病院	7	5	1	1			
病床数	834	731	43	60			
一般	500	440		60			
精神	164	164					
結核							
感染症	4	4					
療養	166	123	43				
診療所無床	72	40	10	5	5	5	7
診療所有床	2	2					
病床数	31	31					
一般	31	31					
療養							
歯科診療所	39	21	9	2	2	3	2
助産所	1			1			
施術所	81	45	17	5	6	4	4
歯科技工所	10	6	2	1		1	
衛生検査所							
介護老人保健施設	6	2	1	1	1	1	

(2) 医薬品販売業者等数

令和 7 年度末現在、調剤業務を行う薬局は 2 施設、一般用医薬品を販売する店舗販売業は 1 施設減少した。

また、コンタクトレンズや血糖測定器等の高度管理医療機器等を取り扱う営業所は 1 施設減少し、補聴器等の管理医療機器を取り扱う営業所は 5 施設増加した。

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	総数	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
薬 局	51	36	7	3	1	3	1
卸 売 販 売 業	8	6	1	1			
店 舗 販 売 業	45	22	10	3	2	3	5
配 置 販 売 業	5	3	2				
配 置 従 事 者	16	9	7			0	
特 例 販 売 業							
一 般							
医 療 機 器 修 理 業	1	1					
高度管理医療機器等	53	36	9	4	1	2	1
販売業	39	25	7	4	1	1	1
貸与業							
販売業・貸与業	14	11	2			1	
管 理 医 療 機 器	237	119	58	16	13	15	16
販売業	214	103	54	15	13	14	15
貸与業							
販売業・貸与業	23	16	4	1		1	1
毒 物 劇 物 販 売 業	65	26	18	5	3	3	10
一 般	21	17	3				1
農業用品目	41	7	15	4	3	3	9
特定品目	3	2		1			
麻 薬 卸 売 業	2	1	1				
麻 薬 小 売 業	47	32	7	3	1	3	1
医 薬 品 製 造 業							
医薬品製造販売業							
医 療 機 器 製 造 業	1	1					
薬局医薬品製造業							
薬局医薬品製造販売業							

(3) 医療監視の状況

病院及び診療所等が、医療法その他の法令に規定された適正な管理運営がされているかどうか検査することにより、地域住民に適切な医療等が提供されることを目的に実施している。

(単位：実施数(件)、実施率(%))

年 度	R7		R6		R5	
区分 \ 実施率等	対象施設	対象施設 実施率	実施数 実施率	対象施設 実施率	実施数 実施率	実施数 実施率
病 院	7	7 100.0	7	7 100.0	8	8 100.0
一般診療所	74	24 32.4	76	27 35.5	75	23 30.7
歯科診療所	39	14 35.9	39	14 35.9	39	16 41.0
助産所	1		1		1	
施 術 所	81	9 11.1	82	18 22.0	84	15 17.9
歯科技工所	11		11		11	

(4) 薬事監視の状況

薬局及び医薬品販売業者等が、関係法令を遵守し、医薬品等の適正な管理がされているかどうか監視・指導を行い、消費者が安心して医薬品を購入できる体制の確保に努めている。また、麻薬取扱施設に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく適正使用や保管管理について監視・指導している。

(単位：実施数(件)、実施率(%))

年 度	R7		R6		R5	
実施率等 区分	対象施設	実 施 数 実 施 率	対象施設	実 施 数 実 施 率	対象施設	実 施 数 実 施 率
薬 局	51	51 100	53	52 98.1	55	36 65.5
卸 売 販 売 業	8	8 100	8	7 87.5	8	9 112.5
店 舗 販 売 業	45	31 68.8	46	16 34.8	49	18 36.7
配 置 販 売 業	5		5		5	
特 例 販 売 業						
医 療 機 器 修 理 業	1	1 100	1		1	1 100
高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業	39	32 82.1	40	35 87.5	42	26 61.9
高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業 ・ 貸 与 業	14	7 50.0	14	8 57.1	15	13 86.7
管 理 医 療 機 器 販 売 業	215	11 5.12	209	10 4.78	217	19 8.76
管 理 医 療 機 器 販 売 業 貸 与 業	25		23		23	
医 薬 品 製 造 業						
医 薬 品 製 造 販 売 業						
医 療 機 器 製 造 業	0		1		1	
薬 局 医 薬 品 製 造 業					1	
薬 局 医 薬 品 製 造 販 売 業					1	
毒 物 劇 物 販 売 業	66	25 37.9	69	30 43.5	73	31 42.5
麻 薬 取 扱 施 設	91	54 59.3	91	73 80.2	91	62 68.1

(5) 不正大麻・けしの抜去状況

毎年 6 月から 9 月まで実施される「不正大麻・けし撲滅運動」の期間中に実施し、管内市町を巡回の上、発見した際は除去している。

(単位：箇所／本)

年度 区分		R7	R6	R5
大麻	管内			
	県	72/520,836	90/1,157,574	96/947,518
けし	管内	13/579	11/2,135	10/270
	県	29/1,960	42/3,718	42/3,095

(6) 薬物乱用防止に関する研修会

薬物乱用の防止を図るため地域に密着した啓発活動等が行われることを目的として、研修会を実施している。

年月日	実施場所	対象及び人数
令和 7 年 6 月 27 日	金木中学校	中学生等 (121 名)
令和 7 年 7 月 1 日	五所川原市民学習センター	指導員 (15 名)
令和 7 年 9 月 4 日	県立森田養護学校	学生等 (42 名)
令和 7 年 11 月 20 日	鰯ヶ沢町立西海小学校	小学生等 (8 名)
令和 7 年 11 月 27 日	深浦町立大戸瀬中学校	小学生等 (10 名)

(7) 移動採血車及び出張採血による献血状況

「県内の医療機関で必要な血液はすべて県民の善意の献血で確保する」を基本理念に、地域住民の理解を求め、血液センターの移動採血車等が職域等に出向き、献血者の協力を得て確保に努めている。

・ 令和 7 年度献血実績 (献血バス分)

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区分 市町村	全血献血				
	200m l (人)	400m l (人)	目標量 (L)	確保量 (L)	達成率 (%)
五所川原市	4	677	348.0	271.6	78.0
つがる市	4	739	365.4	296.4	81.1
鰯ヶ沢町		121	52.2	48.4	92.7
深浦町		52	34.8	20.8	59.8
中泊町		116	52.2	46.4	88.9
鶴田町		155	87.0	62.0	71.3
管内 (計)	8	1,860	939.6	745.6	79.3
青森県	608	23,495	9831.0	9519.6	96.8

※成分献血については、平成 21 年度より献血バスが廃止。

(8) 西北五地域災害医療対策協議会

災害時において関係機関が連携して地域医療を確保するため、二次保健医療圏ごとに地域災害医療対策協議会を設置し、災害時の連携体制構築に向けた協議を行うとともに、日頃から顔の見える関係を築くことを目的としている。

なお、令和7年度は開催していない。

1-3 感染症予防関係

(1) エイズ予防関係

保健所に相談窓口を開設し、エイズ及び性感染症のまん延防止を図るため、無料・匿名での血液検査を月1回実施している。

(単位：件)

区分 年度	血液検査		相 談					
	採血件数		相談件数		内 訳			
	男	女	男	女	電 話		来 所	
					男	女	男	女
R7	11	6	5	1	5	1		
R6	26	6	10	1	10	1		
R5	26	13	6		6			

(2) 肝炎ウイルス相談・検査事業

保健所に相談窓口を開設し、C型肝炎ウイルス及びB型肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療を図り肝硬変や肝がん等への進行を予防することを目的に相談や血液無料検査を実施している。

(単位：件)

区分 年度	血液検査		相 談		
	採血件数		相談件数	内 訳	
	男	女		電 話	来 所
R7			5	5	
R6			12	10	2
R5			2	2	

(3) 肝炎治療特別推進事業

C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ治療に要する医療費の一部を助成する事業であり、保健所が申請受理を行っている。

(単位：件)

区分 年度	インターフェロン フリー治療	インターフェロン治療		核酸アナログ製剤 治療（更新含）
		C 型	B 型	
R7	8			70
R6	17			78
R5	12			78

(4) 感染症発生状況

令和7年は二類～五類感染症(全数把握)の発生が計44件あった。感染症発生時は、感染源や感染経路の調査及び感染予防のための実地指導を行った。また、感染性胃腸炎等が集団発生した際には、まん延防止に係る指導等を行った。

(単位：件)

区分 年度	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症 (全数把握)
R7		6 〔 結核 5 LTBI 1 〕	1 〔 腸管出血性大腸 菌感染症 1 〕	2 〔 レジオネラ症 2 〕	35 〔 水痘(入院例) 1 梅毒 2 百日咳 32 〕
R6		9 〔 結核 7 LTBI 2 〕		1 〔 つつが虫病 1 〕	7 〔 梅毒 4 侵襲性肺炎球 菌感染症 2 百日咳 1 〕
R5		8 〔 結核 6 LTBI 2 〕	1 〔 腸管出血性大腸 菌感染症 1 〕	3 〔 レジオネラ症 2 つつが虫病 1 〕	

【集団発生状況】

(単位：施設)

区分 年度	五類感染症（定点報告疾患）		
	感染性胃腸炎	インフルエンザ	その他
R7	2	15	新型コロナウイルス感染症 17
R6	5	7	新型コロナウイルス感染症 24
R5	7	12	新型コロナウイルス感染症 34

1-4 結核予防関係

(1) 結核患者登録状況(市町別・活動性分類、年齢別)

令和7年中の管内の新登録患者は5人で前年より3人減少した。令和7年末の全登録患者総数は13人で前年末より9人減少した。新登録患者は、65歳以上の高齢者は5人であった。

結核の早期発見、早期治療のため、接触者健康診断及び管理検診を推進するとともに、結核に関する知識の普及啓発等を積極的に行っている。

(1)-1-1 新登録患者数 市町別・活動性分類

(令和7年1月1日～12月31日) (単位:人)

区分 市町名		活動性結核							潜在性 結核 感染症 (別掲)	
		総数	性別		肺結核			肺外結核 活動性		
					喀痰塗沫陽性		その他の結核 菌陽性			菌陰性 その他
			男	女	初回治療	再治療				
五所川原市		3	2	1	1		1		1	1
つがる市										
鰯ヶ沢町										2
深浦町		1	1				1			
鶴田町		1	1		1					
中泊町										
年	R7	5	4	1	2		2		1	3
	R6	8	3	5	4		2	1	1	
	R5	8	4	4	4	1	1		2	2

(1)-1-2 新登録患者数 年齢別

(令和7年1月1日～12月31日) (単位:人)

年齢階級 市町名	合計	0～ 9	10 ～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～ 89	90～	潜在性 結核 感染症 (別掲)
五所川原市	3(1)								1	2(1)		1
つがる市												
鰯ヶ沢町												2
深浦町	1									1		
鶴田町	1(1)									1(1)		
中泊町												
年	R7	5(2)							1	4(2)		3
	R6	8(4)					1	1	3(1)	2(2)	1(1)	
	R5	8(5)						1(1)	2(1)	2	3(3)	2

65歳以上は5人(100%)であった。()内は喀痰塗抹陽性を再掲。

(1)－2－1 全登録患者数 市町別・活動性分類

(令和7年12月31日現在) (単位:人)

区分 市町名		総数	性別		活動性結核						不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症 (別掲)	
					肺結核活動性					肺外結核活動性				
					登録時喀痰塗抹陽性		登録時その他の菌陽性	登録時菌陰性その他						
					初回治療	再治療								
五所川原市		6	3	3			1		1	3	1	1	1	
つがる市		1	1							1				
鰯ヶ沢町		2		2	1					1			2	
深浦町		1	1				1							
鶴田町		1	1							1				
中泊町		2	1	1						2				
年	R7	13	7	6			2		1	8	1	1	3	
	R6	22	12	10	2			2	2	12	4	1	3	
	R5	18	12	6	1	1	1		1	9	5	1	9	

(1)－2－2 全登録患者数 年齢別

(令和7年12月31日現在) (単位:人)

年齢階級 市町名		合計	0 ～ 9	10 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～ 89	90～	潜在性結核 感染症 (別掲)	
													治療中	観察中
五所川原市		6						1		3	2		1	2
つがる市		1								1				3
鰯ヶ沢町		2(1)									2(1)			
深浦町		1									1			2
鶴田町		1										1		1
中泊町		2								2				1
年	R7	13(1)						1		6	5(1)	1	1	9
	R6	22(2)						2	3	5(1)	9(1)	3	1	3
	R5	18(2)						2	2	5	7	2	1	9

65歳以上は12人(92.3%)であった。()内は、登録時喀痰陽性を再掲。

(2) 結核患者罹患率及び有病率

(令和 7 年 12 月 31 日現在)

区分 市町名		人口 (人)	新登録患者数 (人)	罹患率 (人口 10 万対)	活動性登録患者数 (人)	有病率 (人口 10 万対)
五所川原市		47,185	3	6.4	2	4.2
つがる市		27,744				
鰯ヶ沢町		7,815			1	12.8
深浦町		6,126	1	16.3	1	
鶴田町		10,794	1	9.3		
中泊町		8,235				
管内 合計	R7	107,899	5	4.6	4	
	R6	110,488	8	7.2	6	5.4
	R5	113,147	8	7.1	4	3.5
R6 青森県		1,164,684	77	6.6	44	3.8

(3) 結核診査協議会の診査状況

(単位：件)

年度	感染症法	申 請	決定・承認	その他	その他の内訳
R7	第 37 条	6	6		
	第 37 条の 2	10	10		
R6	第 37 条	12	12		
	第 37 条の 2	12	12		
R5	第 37 条	14	14		
	第 37 条の 2	11	11		

※第 37 条…入院勧告を受けた患者、第 37 条の 2…入院勧告以外の患者

(4) 接触者健康診断及び管理検診実施数

(単位：件)

		接触者健診				管理検診				
		合計	保健所 実施	委託医 療機関	他の受診 を確認で きたもの	合計	保健所 実施	定期病 状調査	委託医 療機関	他の受診 を確認で きたもの
年 度	R7	22	16	6		28	14	3		11
	R6	24	24			38	25	1		12
	R5	40	38	2		47	41			6
ツ反										
IGRA		19	14	5						
胸部エックス線		3	2	1		28	14	3		11
被 発 見	結核患者									
	潜在性結核感染症									

(5) 訪問指導状況等

訪問指導等により、新登録患者や登録患者への療養指導、接触者への感染予防、発病予防の指導、正しい知識の提供、不安の軽減等を行っている。

令和7年度は、訪問：6件（延べ31件）であった。

(6) 結核対策特別促進事業実施状況

ア 院内DOTS

患者及び家族に対して結核の正しい知識を提供し、早期から不安の軽減と治療への動機づけを図った。（対象3件）

イ 地域DOTS

服薬中断リスクやニーズに応じた服薬支援を、患者及びその家族、関係機関と連携しながら実施した。訪問6件（延べ31件）、薬局DOTS含むメールや電話は延べ25件、来所は0件であった。

(7) 市町長が行う結核定期健康診断及び BCG 接種状況

(単位：人)

区分 市町名		胸部エックス線検査			精密検査				被発見		BCG		
		対象者 (A)	受診者 (B)	受診率 (B/A)%	対象者 (C)	受診者 (D)	受診率 (D/C)%	菌 検 査	結核	発病 恐れ あり	対象者 (E)	受診者 (F)	受診率 (F/E)%
五所川原市		19,602	3,620	18.5	117	77	65.8				175	176	100.6
つがる市		11,892	4,076	34.3	17	11	64.7				150	80	53.3
鱒ヶ沢町		3,960	750	18.9							26	15	57.7
深浦町		3,571	930	26.0							24	11	45.8
鶴田町		4,530	1,738	38.4							30	19	63.3
中泊町		4,649	1,301	28.0	65	24	36.9				45	26	57.8
年度	R7	48,204	12,415	25.8	199	112	56.3				450	327	72.7
	R6	47,954	12,092	25.2	153	80	52.3				411	346	84.2
	R5	48,097	12,415	25.8	144	90	62.5				489	521	106.5

※受診者（B）欄には間接撮影を省略し直接撮影のみ実施した者を含む。

(8) 事業所の長等が行う結核定期健康診断

(単位：人)

区分 事業所等		胸部エックス線検査			精密検査				指導区分	
		対象者 (A)	受診者 (B)	受診率 (B/A) %	対象者 (C)	受診者 (D)	受診率 (D/C) %	菌検査	要 医療	要 観察
事業者 ※1		5, 204	5, 080	97. 6	53	36	67. 9			
学校 ※2	高校	702	697	99. 3	6	6	100. 0			
	その他	112	112	100. 0						
施設 ※3		1, 399	1, 343	96. 0	109	104	95. 4			
年度	R7	7, 417	7, 232	97. 5	168	146	86. 9			
	R6	7, 373	7, 156	97. 1	150	125	83. 3			
	R5	7, 163	6, 905	96. 4	159	136	85. 5			

※1 病院・診療所・助産所で業務に従事する者。

※2 学校教育法に定める学校のほか、専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く、生徒。

※3 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設の入所者。

※4 受診者（B）欄には間接撮影を省略して直接撮影のみ実施した者を含む。

1-5 健康危機管理関係

健康危機発生に備えた平常時からの準備として、当保健所職員を対象とした職場研修を企画し、PPE（個人防護具）の着脱訓練を行った。

健康危機管理に係る会議・研修会等

開催年月日	場 所	内 容
令和7年10月23日 令和7年10月24日	保健所 会議室	感染予防策の基本 PPE着脱訓練 受講者：保健所職員

1-6 新型インフルエンザ関係

令和7年度は、抗インフルエンザウイルス薬の保管状況（8,000 カプセルを外部保管委託）を確認した。西北地域新型インフルエンザ等対策協議会は開催しなかった。

1-7 西北五地域保健医療推進協議会

青森県保健医療計画に基づき、西北五地域における医療連携体制や保健医療活動を効果的に推進するために設置されている。青森県保健医療計画は青森県健康増進計画等の各種計画と整合性を持った計画であり、本協議会は、地域の現状を把握し関係機関において果たす役割等について意識共有を図ることを目的に開催している。

なお、令和7年度は開催していない。

1-8 人材育成・市町支援関係

地域保健関係者研修

地域住民が健康に対する意識を高め、地域で安心して生活できるよう、地域保健関係者が健康な地域づくりをめざして、専門的知識や技術を習得し、生活者重視の保健福祉サービスが提供できるように、地域保健関係者の資質向上と関係者間の連携強化を目的に、研修会を実施している。

回	開催年月日・場所	参加者	内 容
1	令和7年6月27日 五所川原合同庁舎 会議室	20	〈第1回新任保健師研修〉 (1)BPMについて(エビデンスに基づく事業展開)/論文の読み方/文献検索方法/ペルソナ分析/インタビューによる情報収集 弘前大学医学部附属病院総合診療部 助教 平野 貴大 氏
2	令和7年7月18日 五所川原市民 学習情報センター 視聴覚室	18	〈第1回保健師業務連絡会議(第1回母子保健ネットワーク会議併催)〉 【第1部】 (1)情報提供:「5歳児健康診査実施状況等について」 西北保健所健康増進課職員 (2)話題提供:「つがる市の5歳児健康診査について」 つがる市こども健康課 主任保健師 兼平 智秋 氏 (3)意見交換:「5歳児健康診査の実施にむけて」 【第2部】 「保健活動に関する情報交換」 (1)こども家庭センターに関連する辞令の発出について (2)新型コロナウイルスのワクチンの自己負担額について (3)新任保健師研修について (4)県の人材育成に係る研修のありかたについて
3	令和7年7月29日 オンライン	47	〈新任保健師研修 スキルアップ研修会〉 (1)精神障害等を抱える人への支援 弘前大学医学部附属病院神経精神科 坂本 由唯 氏
4	令和7年9月25日 五所川原合同庁舎 会議室	21	〈第2回新任保健師研修〉 (1)BPMについて(エビデンスに基づく事業展開)/論文の読み方/文献検索方法/ペルソナ分析/インタビューによる情報収集 弘前大学医学部附属病院総合診療部 助教 平野 貴大 氏
5	令和7年10月10日 五所川原合同庁舎 会議室	20	〈新任保健師研修 スキルアップ研修会〉 (1)特性を抱えた人との面接スキルアップ 青森県後任心理士・臨床心理士会 会長 浅田 英輔 氏
6	令和7年11月13日 五所川原合同庁舎 会議室	19	〈第3回新任保健師研修〉 (1)BPMについて(エビデンスに基づく事業展開)/論文の読み方/文献検索方法/ペルソナ分析/インタビューによる情報収集 弘前大学医学部附属病院総合診療部 助教 平野 貴大 氏

7	令和7年12月5日 つがる市 生涯学習交流センター 「松の館」会議室B	27	〈第2回保健師業務連絡会議〉 (1)情報提供：「災害時の保健師派遣について」 西北保健所指導予防課職員 (2)話題提供：「災害時の受援について～石川県能登半島地震での派遣活動状況から～」 西北保健所健康増進課職員 (3)意見交換：「受援シート活用のあり方について」
8	令和7年12月12日 オンライン	21	〈新任保健師研修 スキルアップ研修会〉 (1)児童福祉の概要と支援の基礎 明の星短期大学 副学長 最上 和幸 氏
9	令和8年2月18日 五所川原合同庁舎 会議室	24	〈第4回新任保健師研修〉 (1)BPMについて（エビデンスに基づく事業展開）/論文の読み方/文献検索方法/ペルソナ分析/インタビューによる情報収集 弘前大学医学部附属病院総合診療部 助教 平野 貴大 氏

1-9 職場研修の実施状況

保健所職員の資質向上を目的として実施している。

年月日・場所	テーマ・講師	受講者
(1)令和7年5月27日、29日	○災害発生時保健所対応研修 (1)第1回 ①災害への備え、保健所の動員体制等について ②WMAILについて	保健所職員
(2)令和7年9月19日、26日	(2)第2回 ①アクションカード、災害物品について ②物品確認	
(3)令和7年10月23日、24日	(3)第3回 PPE 着脱研修	
(4)令和7年12月24日、25日	(4)第4回 クロノロ・ToDoについて	
(5)令和8年2月18日、19日	(5)第5回 現地調整本部運営演習	
【場所】保健所会議室 他	【講師】西北保健所災害所内研修チーム	

2 生活衛生課関係業務

2－1 食品衛生関係

食中毒防止及び食品の安全を確保するため、令和7年度青森県食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行い、また講習会を実施し食品衛生の知識の普及啓発に努めた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況

食品衛生法に基づく営業許可に係る業務を行うとともに、食中毒の発生を未然に防止するため、営業施設に対して監視指導を行い、食品衛生の確保に努めた。

(1)－1 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設数及び行政処分件数

区 分 業種・年度計		営業 施設 数	許可件数		廃 業 施 設 数	監 視 指 導 件 数	処分件数					注意又は勧告	
			新 規	継 続			営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 廃 棄	そ の 他	文 書	口 頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	286	49		5	135						103	32
	仕出・弁当	45	11			36						31	5
	旅館	28	4			22						15	7
	臨時	303	64			118						17	101
	その他	426	78		6	167						135	32
調理の機能を有する自動販売機													
食肉販売業		51	5		1	43						34	9
魚介類販売業		88	16			62						51	11
魚介類競り売り業		6	2			2						2	
集乳業													
乳処理業		1				1						1	
特別牛乳搾取処理業													
食肉処理業		6	2			4						4	
食品の放射線照射業													
菓子製造業		166	36			71						66	5
アイスクリーム類製造業		9				4						4	
乳製品製造業		1				1						1	
清涼飲料水製造業		13				6						5	1
食肉製品製造業		1											
水産製品製造業		58	11			20						19	1
氷雪製造業		3											
液卵製造業													
食用油脂製造業													
みそ又はしょうゆ製造業		13	4			4						4	
酒類製造業		5	1			3						3	
豆腐製造業		5	1			1						1	
納豆製造業		4	1			1						1	
麺類製造業		7	1			1						1	
そうざい製造業		94	17			33						28	5
複合型そうざい製造業													
冷凍食品製造業		2				1						1	
複合型冷凍食品製造業													
漬物製造業		98	6		1	24						23	1
密封包装食品製造業		30	2			6						6	
食品の小分け業													
添加物製造業		1											
R7		1,750	311		13	766						556	210
R6		1,452	519		12	709						570	139
R5		945	438		22	557					1	477	80

(1)－2 旧食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設数及び行政処分件数

区 分 業種・年度計		営業 施設 数	許可件数		廃 業 施 設 数	監 視 指 導 件 数	処分件数					注意又は勧告	
			新 規	継 続			営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 廃 棄	そ の 他	文 書	口 頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	144			46	44						23	21
	仕出・弁当	49			30	8						5	3
	旅館	14			4	8						1	7
	臨時	13			23	1							1
	その他	203			83	51						37	14
菓子製造業		90			39	31						19	12
乳処理業													
特別牛乳搾取処理業													
乳製品製造業													
集乳業													
魚介類販売業		58			35	24						15	9
魚介類競り売り営業		6			2								
魚肉練り製品製造業		3				3						3	
食品の冷凍又は冷蔵業		5			1	2						2	
缶詰又は瓶詰食品製造業		10			5	5						3	2
喫茶店営業		4				2						1	1
あん類製造業		2				3						2	1
アイスクリーム類製造業		28			9	27						17	10
食肉処理業		5			1								
食肉販売業		24			8	20						15	5
食肉製品製造業		2				2						2	
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業		1											
マーガリン又はショートニング製造業													
みそ製造業		12			5	4						3	1
醬油製造業													
ソース類製造業		6				7						6	1
酒類製造業		2											
豆腐製造業		2			1	2						2	
納豆製造業		3											
めん類製造業		1			2								
そうざい製造業		64			29	12						7	5
添加物製造業													
食品の放射線照射業													
清涼飲料水製造業		4			1	2						2	
氷雪製造業		1			1								
R7		756			325	258						165	93
R6		1,082			538	285		1				201	84
R5		1,620			447	341						223	118

(1)－3 届出を要する食品関係営業施設数及び行政処分件数

集団食中毒の発生が懸念される学校及び社会福祉施設等の給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は関係業界団体が作成した手引書に基づき、自主衛生管理状況の点検を実施し、不備事項に関する改善指導を行った。

区 分 業種・年度計		届出施設数	監視指導件数	処分件数				注意又は勧告	
				営業許可取消	営業禁止	物品廃棄	その他	文書	口頭
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）		60	19					18	1
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）		114	27					22	5
乳 類 販 売 業		222	64					51	13
氷 雪 販 売 業		2							
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）		44	3					2	1
弁 当 販 売 業		2	1						1
野 菜 果 物 販 売 業		66	9					8	1
米 穀 類 販 売 業		27	2					1	1
通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業		7							
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア		62	15					15	
百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー		29	32					27	5
自動販売機による販売業（コップ式除く）		36							
そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業		189	31					17	14
添加物製造・加工業（法第 13 条関係の製造除く）									
いわゆる健康食品の製造・加工業									
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）		8							
農産保存食料品製造・加工業		64	1						1
調味料製造・加工業		8	1					1	
糖 類 製 造 ・ 加 工 業									
精 穀 ・ 製 粉 業		5	1					1	
製 茶 業									
海 藻 製 造 ・ 加 工 業		5	1					1	
卵 選 別 包 装 業		2	1					1	
そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業		112	7					3	4
行 商		6	2						2
集団給食施設	学 校	10	9					9	
	病 院 ・ 診 療 所	2	1					1	
	事 業 所	4							
	そ の 他	126	14					13	1
器 具 、 容 器 包 装 の 製 造 ・ 加 工 業									
露店、仮設店舗等における飲食の提供（営業以外）		3							
そ の 他		1							
R7		1,216	241					191	50
R6		1,153	151					101	50
R5		1,066	155					135	20

(1)－4 改正食品衛生法に基づく許可を有する市町別食品関係営業施設数

業種・年度計 市町名	五 所 川 原 市	つ が る 市	鰯 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町	そ の 他	計
飲 食 店 営 業	410	146	55	41	59	36	341	1,088
調理の機能を有する自動販売機								
食 肉 販 売 業	19	13	8	4	6	1		51
魚 介 類 販 売 業	22	12	12	10	2	16	14	88
魚 介 類 競 り 売 り 業	1			4		1		6
集 乳 業								
乳 処 理 業			1					1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業								
食 肉 処 理 業	2	2	1		1			6
食 品 の 放 射 線 照 射 業								
菓 子 製 造 業	52	37	24	18	11	17		166
アイスクリーム類製造業	1	1	2	4		1		9
乳 製 品 製 造 業			1					1
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	2	2	1	2	3		13
食 肉 製 品 製 造 業	1							1
水 産 製 品 製 造 業	5	4	9	28	2	10		58
氷 雪 製 造 業	1			1		1		3
液 卵 製 造 業								
食 用 油 脂 製 造 業								
みそ又はしょうゆ製造業	3	6	1	1	1	1		13
酒 類 製 造 業	1	1	1	1	1			5
豆 腐 製 造 業	2	3						5
納 豆 製 造 業		4						4
麺 類 製 造 業	3	2		1	1			7
そ う ざ い 製 造 業	18	21	21	19	2	13		94
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業								
冷 凍 食 品 製 造 業				1	1			2
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業								
漬 物 製 造 業	23	28	19	9	9	10		98
密 封 包 装 食 品 製 造 業	9	4	4	1	3	9		30
食 品 の 小 分 け 業								
添 加 物 製 造 業	1							1
R7	584	286	161	144	101	119	355	1,750
R6	495	243	141	114	74	101	284	1,452
R5	367	152	62	63	57	63	181	945

※臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(1)－5 旧食品衛生法に基づく許可を有する市町別食品関係営業施設数

市町名 業種・年度計	五 所 川 原 市	つ が る 市	鯉 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町	そ の 他	計
飲 食 店 営 業	218	43	59	35	26	27	15	423
菓 子 製 造 業	39	16	17	8	6	4		90
乳 処 理 業								
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業								
乳 製 品 製 造 業								
集 乳 業								
魚 介 類 販 売 業	12	5	16	17	2	5	1	58
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	2		1	2		1		6
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業				3				3
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	1	1		1	1	1		5
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	2	1	2	1		4		10
喫 茶 店 営 業	4							4
あ ん 類 製 造 業	1	1						2
アイスクリーム類製造業	14	3	3	4	3	1		28
食 肉 処 理 業	1	2	1			1		5
食 肉 販 売 業	13	5			4	2		24
食 肉 製 品 製 造 業	1	1						2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業								
食 用 油 脂 製 造 業						1		1
マーガリン又はショートニング製造業								
み そ 製 造 業	3	5			1	3		12
醬 油 製 造 業								
ソ ー ス 類 製 造 業	2	1		1	2			6
酒 類 製 造 業		2						2
豆 腐 製 造 業	1				1			2
納 豆 製 造 業	1	1				1		3
め ん 類 製 造 業	1							1
そ う ざ い 製 造 業	8	16	20	11	1	8		64
添 加 物 製 造 業								
食 品 の 放 射 線 照 射 業								
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	1	1		1			4
氷 雪 製 造 業			1					1
R7	325	104	121	83	48	59	16	756
R6	441	153	157	122	79	85	45	1,082
R5	604	251	225	205	101	126	108	1,620

※臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(2) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除及び適正表示の徹底を図るため、令和7年度は、県内で製造及び流通する食品を収去し、衛生研究所において検査を実施した。

検査項目 年度 検体名		検査した 収去検体数			微生物学的検査						理化学検査						放射性物質検査					
					良			不良			良			不良			良			不良		
		7	6	5	7	6	5	7	6	5	7	6	5	7	6	5	7	6	5	7	6	5
魚 介 類		3	3	3	3	3	3															
冷凍食品	無加熱冷凍食品	1	1	1	1	1	1															
	凍結前加熱済																					
	凍結前未加熱	1	1	1	1	1	1															
	生食用冷凍鮮魚介類食品																					
魚介類加工品		2	2	3	1	1	1				2	1	3									
肉卵類及びその加工品		6	6	6	3	2	2				3	5	5									
乳 製 品		3	3	2	1	3	2				2											
乳類加工品																						
アイスクリーム類・氷菓		2	2	2	2	2	1			1												
穀類及びその加工品		2		3							2		3									
野菜類・果物・加工品		14	17	18							14	17	17			1						
菓 子 類		2	6	8							2	6	8									
清涼飲料水		5	4	5	1	1	1				4	3	4									
酒 精 飲 料																						
氷 雪																						
水																						
缶詰・ビン詰食品		1	1	1							1	1	1									
その他の食品		10	8	4	2	2	2				8	6	2									
化学合成添加物																						
乳 類																						
器具及び容器包装																						
おもちゃ																						
計		52	54	57	15	16	14			1	37	39	43			1						

(3) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品等の基準等逸脱は3件だった。

営業者に対しては、引き続き不良食品が発生しないよう指導を行った。

区分 食品名等・年度計		不良食品発生件数	消費者の届出	営業者の届出	保健所で発見	発見場所		不良理由					行政措置の状況					
						県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	整備改善	改善勧告	他の保健所に移送	その他
									細菌	化学								
食品	菓子類	1	1				1				1							1
	乳及び乳製品																	
	食肉及び食肉製品																	
	魚介類及びその加工品																	
	清涼飲料水																	
	麺類																	
	そうざい及びその半製品	1		1		1		1					1					
	その他の食品	1	1			1					1							1
器具及び容器包装																		
R7		3	2	1		2	1	1			2		1					2
R6		2	1	1		2		2										2
R5		4	1	1	2	2	2		1	1	1	1				1	1	2

(4) 行政処分等の状況

令和7年度の行政処分はなし。

区分 年度	違反件数 (実数)	違反内容					違反条項						行政処分等内容						告 発
		異物	法定外添加物	規格基準	表示	その他	法六条	法十 条	法十二 条	法十三 条	法十九 条	法五十五 条	禁 止	停 止	廃 業	整備 改善	改善 勧告	その他	
R7																			
R6	1						1							1					
R5	1			1						1							1		

(5) 食中毒発生状況

令和7年度の食中毒事件はなし。

年度	発生件数	患者数	有症者数	死者数	病因物質／件数
R7	発生なし	—	—	—	—
R6	発生件数2件	8	8	0	カンピロバクター・ジェジュニ 1件 ノロウイルス（GⅡ） 1件
R5	発生件数2件	19	19	0	サルモネラ属菌 1件 植物性自然毒 1件

(6) 食品衛生関係講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会のほか、食中毒防止講習会や農産物等の加工食品に関する衛生講習会等を計16回実施し、受講者数は延べ451人であった。

区分 \ 年度		R7	R6	R5
食品衛生責任者	回数	13	15	12
	受講者数	318	466	356
その他	回数	3	6	8
	受講者数	133	132	135
計	回数	16	21	20
	受講者数	451	598	491

2-2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業施設関係

住民の日常生活と密接な関係にある理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生関係営業について、各々関係法令に基づき確認又は許可事務を行ったほか、施設の衛生確保について監視指導を行った。

(1)－1 生活衛生関係営業施設許可等の状況

区分 許可等・年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			興行場		
					旅 館・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	常 設	仮 設	計
許 可 (確認)	R7	2	7	1									1	1
	R6	3	7		2	7		9					1	1
	R5	4	5		3	5		8		4	4		1	1
廃 止	R7	9	18	1		1		1	4	3	7		1	1
	R6	15	8	4	3	4		7	1	2	3		1	1
	R5	7	13	5(3)	2	2		4	3	1	4		1	1

(1)－2 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

区分 年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館			公衆浴場		常 設 興 行 場
					旅 館・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他	
R7		82	126	19(10)	43	20		28	15	4
R6		80	129	32(7)	26	25		27	20	4
R5		59	113	29(22)	25	22		16	17	5

(1)－3 生活衛生関係市町営業施設数

区分 市町名・年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			常 設 興 行 場
					ホ テ ル 旅 館・	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	
五所川原市		82	173	29(12)	19	29		48	8	10	18	6
つがる市		49	65	11(5)	8	3		11	10	3	13	3
鰯ヶ沢町		19	24	4(2)	9	8		17	4	3	7	1
深浦町		9	18	1(0)	9	11		20	3	3	6	
鶴田町		18	22	6(2)	4	2		6	4	3	7	
中泊町		16	30	3(1)	3	5		8		1	1	1
R7		193	332	54(22)	52	58		110	29	23	52	11
R6		200	343	54(22)	52	59		111	33	26	59	11
R5		212	345	58(25)	53	56		109	33	28	61	11

(2) 建築物衛生関係

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、多数の人が使用し、又は利用する一定規模以上の特定建築物について立入検査を実施し、建築物の空気環境、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ昆虫等の防除等環境衛生の維持に関する事項について指導を行った。なお、同法第13条第1項に規定される国又は地方公共団体の用に供する特定建築物に対しては資料の提出を求め確認した。

また、建築物清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の登録指導を行った。

(2)－1 特定建築物施設数及び監視指導件数

区分 市町名・年度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
五所川原市	1		10(2)	5		3(3)	3[3]	22(5) [3]
つがる市			4	1			2[1]	7 [1]
鯉ヶ沢町				1		2(1)	1	4(1)
深浦町				2				2
鶴田町			1(1)	1				2(1)
中泊町				1			1[1]	2[1]
R7	1		15(3)	11		5(4)	7[5]	39(7) [5]
R6	1		15(11)	11(5)		5(1)	7(1)	39(18)
R5	1(1)		15(4)	11(5)		5(1)	7(2)	39(13)

※()内は監視指導件数、[]内は資料提出を求め確認した件数である。

(2)－2 建築物衛生に係る登録営業所数

区分 年度	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	計
R7	10(2)	1			8(1)	1	3	1(1)	24(4)
R6	9(1)	1			8(1)	1	3(2)	1	24(4)
R5	9(3)	1			8(1)	1(1)	3	1	23(5)

※()内は監視指導件数である。

(3) その他の施設数

区分 市町名・年度	遊泳用プール	火 葬 場	墓 地	納 骨 堂
五所川原市	3	3	258	3
つがる市		2	133	
鯉ヶ沢町	1	1	108	
深浦町		1	39	1
鶴田町	1	1	36	
中泊町	1	2	42	6
R7	6	10	616	10
R6	6	10	532	10
R5	6	10	529	7

※学校プール以外の遊泳用プール

2-3 化製場等関係

死亡獣畜の適正な処理について関係機関を通じて指導している。

死亡獣畜取扱場の設置状況

市町名・年度	区分	焼却	埋却	設置年
五所川原市				
つがる市		1	1	焼：S61、埋：H5
鱒ヶ沢町				
深浦町				
鶴田町				
中泊町				
R7		1	1	
R6		1	1	
R5		1	1	

2-4 温泉関係

温泉利用施設については所要の監視・指導を行った。

また、温泉法に基づく温泉の掘削、動力装置及び利用許可に際し、申請に基づいて調査等を実施した。

(1) 温泉（源泉）及び利用施設の監視指導状況

年度	区分	合計	源泉・掘削 ・動力(増掘)	利用施設	備考
R7		214	25	189	
R6		142	22	120	
R5		173	24	149	

(2) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町名	区分 年度	温泉数	掘削申請 (掘削許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
五所川原市	R7	46				
	R6	46				
	R5	46				
つがる市	R7	27				
	R6	28				
	R5	28			1(1)	10(10)
鱒ヶ沢町	R7	10				
	R6	10			1(1)	
	R5	11				
深浦町	R7	14				
	R6	14				
	R5	14				
鶴田町	R7	16				
	R6	16				
	R5	17				5(5)
中泊町	R7	9				
	R6	9				
	R5	9				6(6)
計	R7	122				
	R6	123			1(1)	
	R5	125			1(1)	21(21)

3 健康増進課関係業務

3-1 健康づくり事業関係

(1) 「第三次西北五地域健康増進計画」の推進

西北五地域では、平成 14 年 3 月に早世の減少と健康寿命の延伸を全体目標に掲げ「健康あおもり 21 西北五地域計画」を策定し、健康づくり運動を進めてきた。

計画の最終評価を踏まえて、「早世の減少と健康寿命の延伸」を全体目標に掲げ、平成 25 年度を初年度とする令和 5 年度までの新たな「健康あおもり 21（第 2 次）西北五地域計画」を策定し、令和 5 年度に最終評価を行った。令和 6（2024）年 3 月、新たに「第三次青森県健康増進計画」が策定されたことを受け、当地域においても「第三次西北五地域健康増進計画」を策定した。

(1)-1 西北五地域保健医療推進協議会

令和 7 年 3 月に策定した第三次西北五地域健康増進計画について、評価指標の数値を更新し、協議会委員へ書面により報告した。また、協議会委員や事業所を訪問し、同計画に関係する健康づくりの取り組みについて、ヒアリング調査した結果についても、協議会委員に報告し、委員から質問や意見等を受けた。

月 日	令和 7 年 8 月 28 日（木）
参加者	委員 18 人
内 容	第三次西北五地域健康増進計画に関する管内の状況等

(1)-2 市町健康づくり推進協議会への出席

管内市町における健康づくり推進協議会に参加した。

市町名	開催月日	出席者
五所川原市	令和 7 年 11 月 27 日（木）	所長、地区担当保健師
鱒ヶ沢町	令和 7 年 7 月 9 日（水）	所長、地区担当保健師
深 浦 町	令和 8 年 3 月 3 日（火）	所長、地区担当保健師

(2) 市町の特定健康診査に係る地域診断事業

特定健診データ分析ツールを用いて管内市町の特定健診並びに健診・レセプトデータの項目別に集計し、市町へ還元した。

(3) 喫煙対策事業関係

(3)-1 令和 7 年度飲食店における受動喫煙対策キャンペーン調査の実施

管内飲食店 8 施設において、健康増進法の施工状況の確認、助言を行った。

(3)-2 普及啓発活動

喫煙予防・受動喫煙防止対策についての普及啓発として、食品衛生北五協会「食品衛生責任者講習会」にてパンフレットを配布した。

(3)－3 施設の受動喫煙防止対策のサポート

改正健康増進法に関する相談対応、違反時の立入検査の実施 等

(4) 地域・職域関係

平成 26～27 年度には、事業所に対する特定健診、がん検診の受診率向上に向けた働きかけを行い、平成 29 年度には働きかけを行った事業所を対象に、改めて健康づくり対策の現状を把握するためにアンケート調査を実施。平成 30～令和元年度にアンケート調査に回答した事業所数か所に訪問し、調査結果を説明するとともに健康づくりへの取組を働きかけた。

平成 28 年度からは、五所川原労働基準監督署と連携し、事業所の衛生管理者を対象とした研修会で受動喫煙防止対策等について説明し、健康づくりへの取組がひろがるよう働きかけている。

(4)－1 西北五地域保健医療推進協議会における協議

令和 7 年 3 月に策定した第三次西北五地域健康増進計画について、評価指標の数値を更新し、協議会委員へ書面により報告した。また、協議会委員や事業所を訪問し、同計画に関係する健康づくりの取り組みについて、ヒアリング調査した結果についても、協議会委員に報告し、委員から質問や意見等を受けた。

月 日	令和 7 年 8 月 28 日（木）
参加者	委員 18 人
内 容	第三次西北五地域健康増進計画に関する管内の状況等

※3-1 健康づくり事業関係内、(1)－1 西北五地域保健医療推進協議会再掲

(4)－2 職場や地域と対話した口腔機能低下症の専門技術的予防事業

(8020 運動推進特別事業併催)

事業所等に県型保健所として専門的技術支援を行った。職場に掲示するポスターを 1 万部作成した。管内の事業所、薬局、訪問看護、社会福祉協議会、高齢者福祉施設、図書館、市町、地域包括支援センター、公民館、体育館、高校、警察署、消防署及びガソリンスタンド等の 522 か所へ配布した。商工会の会報に同封し、1,700 か所へ配布した。

(4)－3 職場や地域と対話した健康管理情報の広域総合的予防事業

第三次西北五地域健康増進計画に基づいて、歯科・医科疾患対策や生活習慣などの実態把握を目指し、事業所や市町の健康づくり担当部署などの職場を合計 11 か所訪問し、事業所における健康づくりの推進について、ヒアリングを実施した。

調査対象：令和 6 年度保健所歯科研修会に参加した事業所等

(5) 西北地方保健協力員連絡会・研修会

管内市町の保健協力員活動の情報交換や地域における健康問題等について研修を行い、協力員の資質の向上と地域活動の交流を図る。

1	月 日	令和7年5月21日（水）10：00～11：30
	場 所	五所川原合同庁舎A会議室
	参集範囲	保健協力員代表者、管内市町担当者
	内 容	第1回保健協力員代表者会議 ①令和6年度事業実施状況について ②令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について ③令和7年度管内市町の保健協力員活動計画について ④令和7年度保健協力員連絡・研修会について ⑤その他
2	月 日	令和7年8月29日（金） 13：30～15：40
	場 所	鰯ヶ沢町山村開発センター 集会室
	参集範囲	管内市町保健協力員、管内市町担当者
	内 容	令和7年度西北地方保健協力員連絡・研修会 (1)講演 テーマ：「西北五地域における脳卒中医療の現状」 講師：つがる西北五広域連合 つがる総合病院脳卒中センター長・ 脳神経外科長 棟方 聡 氏 (2)講演 テーマ：「知ってほしい脳卒中のこと」 講師：つがる西北五広域連合 つがる総合病院脳卒中リハビリ テーション看護認定看護師 石山 美里 氏 (3)講演 テーマ：「詐欺被害に遭わないために」 講師：鰯ヶ沢警察署刑事生活安全課 警部補 佐々木 正人 氏
3	月 日	令和7年12月24日（水）13：30～15：00
	場 所	五所川原合同庁舎A会議室
	参集範囲	保健協力員代表者、管内市町担当者
	内 容	第2回保健協力員代表者会議 ①令和7年度事業実施状況について ②令和7年度保健協力員連絡・研修会の振り返り ③令和8年度保健協力員連絡・研修会について ④令和8年度県総会・研修会 活動発表市町の選出について ⑤令和8年度西北地方保健協力員連絡会役員について ⑥その他

3-2 母子保健事業関係

(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性

特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

(1)－1 療育指導状況

(単位：件)

	相 談	訪問指導	電話相談
実件数	11	3	3
延件数	17	11	7

(2) 妊産婦支援体制整備事業

(2)－1 母子保健ネットワーク会議

本会議は毎年度開催されており、管内市町及び産科医療機関等を参集し、管内の母子保健に関する課題について、情報共有・意見交換等を行っている。

開催年月日	第1回：令和7年7月18日（金）	第2回：令和7年10月3日（金）
場 所	五所川原市民学習情報センター	五所川原市民学習情報センター
参 加 者	管内リーダー保健師及び母子保健担当者 計17名 ※保健師業務連絡会併催	管内医療機関、管内市町母子保健・障がい福祉担当者、児童相談所等 計20名
内 容	(1) 情報提供 「5歳児健康診査実施状況等について」 西北保健所 健康増進課 技師 金 雅子 (2) 話題提供 「つがる市の健康診査実施状況等について」 つがる市子育て健康課 母子保健係主任保健師 兼平 智秋 氏 (3) 意見交換 「5歳児健康診査の実施にむけて」	(1) 情報提供 ①「管内における医療的ケア児の現状と課題」 西北保健所 健康増進課 技師 金 雅子 ②「令和7年度医療的ケア児支援に係る事業の実施状況について」 県障がい福祉課社会参加推進 G 総括主幹 浅田 英輔 氏 (2) 講話 「青森県における医療的ケア児支援の現状と課題」 青森県小児在宅支援センター センター長 網塚 貴介 氏 (3) 意見交換 「今後の医療的ケア児への支援について」

(3) 性と健康の相談支援事業

プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組）を含め、男女を問わず性や生殖に関する健康管理を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施している。令和元年度より、定期相談が無くなり随時相談のみとなった。

・令和7年度相談件数：0件

(4) 青森県不育症検査費用助成事業

先進医療として実施される不育症検査による経済的負担の軽減を図るため、検査を受検するものに対し、青森県不育症検査費用助成事業費補助金を交付している。

・令和7年度申請件数：1件

3-3 歯科保健事業関係

8020 運動推進特別事業

職場に掲示するポスターを1万部作成し、管内の事業所、薬局、訪問看護、社会福祉協議会、高齢者施設、図書館、市町、地域包括支援センター、公民館、体育館、高校、警察署、消防署及びガソリンスタンド等の522か所へ配布した。商工会の会報に同封し、1,700か所へ配布した。令和6年度歯科研修会に参加した事業所や市町の健康づくり担当部署などの職場を合計11か所訪問し、ヒアリングを実施した。

3-4 栄養改善指導事業関係

(1) 給食施設栄養管理指導事業

特定多数の者に食事を提供する施設に対し、巡回指導及び研修等を行い、栄養効果の十分な給食の実施、給食従事者の栄養に関する知識の向上等を図る。

(1)-1 巡回指導状況

(単位:件)

区分 施設数	指定給食施設		特定給食施設		その他の給食施設		総 計
			1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上		1 回 45 食以上又は 1 日 90 食以上		
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
巡回指導延 施設数	0	0	14	3	17	5	39
対象施設数	1	0	26	3	47	5	82

(1)－2 研修会

1	事業名	給食業務担当者研修会
	開催年月日	令和7年6月19日(木) 13:30～16:10
	場 所	五所川原市民学習情報センター 大教室
	出席者	管内学校・児童福祉施設 48 施設、45 名
	内 容	(1) 情報提供 「日本人の食事摂取基準 2025 年版の概要について」 情報提供者：西北保健所 健康増進課 主査 阿保 慧厘 (2) 講演 「青森県子どもと保護者の生活習慣実態調査の実施・分析による肥満傾向児の出現率低下等へ向けた研究について」 講師：青森県立保健大 健康科学部 看護学科 古川 照美 教授 (3) 情報交換 「利用者の適正な体格維持のために取り組んでいること」 助言者：青森県立保健大学 健康科学部 看護学科 古川 照美 教授
2	事業名	給食業務担当者研修会
	開催年月日	令和7年8月8日(金) 14:00～16:30
	場 所	五所川原市民学習情報センター 大教室
	出席者	管内児童福祉施設 35 施設、37 名
	内 容	(1) 講演「保健所指導での注目ポイントや、献立を立てる際の注意点について」 講師：西北保健所 健康増進課 主査 阿保 慧厘 ※青森県保育連合会 西北五支部 給食部会研修会と共催
3	事業名	給食業務担当者研修会
	開催年月日	令和7年11月14日(金) 13:30～15:00
	場 所	五所川原市中央公民館 視聴覚室
	出席者	管内医療・高齢者施設 22 施設 30 名
	内 容	(1) 情報提供 「嚥下食対応表について」 情報提供者：西北保健所 健康増進課 主査 阿保 慧厘 (2) 情報交換 「施設の嚥下調整食の形態について」

(2) 市町栄養改善業務支援事業

研修会及び連絡調整会議

市町が行う栄養改善業務の実施に関する連絡調整及び栄養改善業務に従事する者の資質の向上を図る。

1	事業名	研修会
	開催年月日	令和7年6月19日(木) 13:30～16:10
	場所	五所川原市民学習情報センター 大教室
	出席者	管内市町行政栄養士・栄養業務担当者 10 名
	内容	(1) 情報提供 「日本人の食事摂取基準 2025 年版の概要について」 情報提供者：西北保健所 健康増進課 主査 阿保 慧厘 (2) 講演 「青森県子どもと保護者の生活習慣実態調査の実施・分析による肥満傾向児の出現率低下等へ向けた研究について」 講師：青森県立保健大学 健康科学部 看護学科 古川 照美 教授 (3) 情報交換 「利用者の適正な体格維持のために取り組んでいること」 助言者：青森県立保健大学 健康科学部 看護学科 古川 照美 教授
2	事業名	連絡調整会議
	開催年月日	令和7年7月8日(火) 13:30～15:00
	場所	五所川原合同庁舎
	出席者	管内市町行政栄養士・栄養業務担当者 8 名
	内容	① 令和6年度管内市町3歳児肥満度調査結果 ② 管内の栄養改善業務等について ③ その他情報交換

(3) 令和7年国民健康・栄養調査

国民の生活習慣や栄養摂取の状況等を調査し、国における健康づくり関係事業等の基礎資料を得る。

対象地区及び対象人数	深浦町柳田地区 25 世帯 67 名
調査内容及び調査月日	① 栄養摂取状況調査 令和7年11月4日(火) ② 身体状況調査 令和7年11月5日(水) ③ 生活習慣調査 ・調査票配布から回収期間中に記入

3-5 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

地域住民が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持って生活していけるように、利用者の視点に立って、保健・医療・福祉サービスが必要な時に適切な内容で、総合的・一体的に提供される保健・医療・福祉包括ケアシステム（以下、「包括ケアシステム」という）の推進を図った。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町の在宅医療・介護連携推進事業の取組の支援として、平成 29 年 3 月に管内における入退院調整ルールを策定した。

(1)-1 専門職向け研修会

開催年月日	令和 7 年 10 月 4 日（土）
場 所	五所川原市中央公民館
参 加 者	管内医療機関、居宅介護支援事業所等
内 容	(1) 講話 「特別養護老人ホーム三思園の紹介、ACP(人生会議)、どせばいい？カードとは」「お食い締め、施設葬ケア」 講師：特別養護老人ホーム三思園 生活相談員 増田 里美 氏 看護主任 橋本 るみ 氏 (2) どせばいい？カードの体験

(1)-2 管内市町ヒアリング調査

開催年月日	令和 8 年 2 月
対 象	調査に協力が得られた管内 5 市町の事業担当者
内 容	在宅医療で想定される 4 つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）ごとの取組み実施状況・課題、担当者の思い等について、対面による対話型ヒアリングを実施。

3-6 精神保健福祉関係

(1) 精神障害者の申請・通報・届出

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出は 11 件であった。

<申請・通報・届出状況>

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)(単位:件)

区 分	調 査 に よ り 指 定 医 の 診 察 の 必 要 が な い と 認 め た 者	指 定 医 の 診 察 を 受 け た 者			計
		精 神 障 害 者		精 神 障 害 者 で な か っ た 者	
		法 第 29 条 該 当 症 状 の 者	法 第 29 条 該 当 症 状 で な か っ た 者		
一 般 の 申 請		1			1
警 察 官 の 通 報	5	3			8
検 察 官 の 通 報	1	1			2
保 護 観 察 所 長 の 通 報					
矯 正 施 設 の 長 の 通 報					
病 院 の 管 理 者 の 届 出					
合 計	6	5			11

(2) 医療状況

(2)－1 医療保護入院

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護の必要があり、その家族等のうちいずれかの者の同意があると認めたものにつき、患者本人の同意がなくても入院させることができる制度である。

医療保護入院は、令和7年度は延べ297件であった。

(2)－2 自立支援医療費（精神通院）制度

精神障害者の通院医療を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、通院医療に要する費用を公費で一部負担する制度。

令和7年度末の受給者数は、2,311人となっている。

<入院・通院状況>

(各年度3月31日現在)(単位:人)

区分 年度	入 院					自立支援医 療費制度受 給者数
	合 計	措 置	医療保護	任 意	その他の 入院	
R7	140		76	64		2,311
R6	137		83	54		2,334
R5	143	1	99	43		2,353
R4	142		109	33		2,346
R3	137		106	31		2,378

※ 入院状況は精神病院月報による。

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(3)－1 精神障害者保健福祉手帳制度

精神障害者に障害者手帳を交付することにより、各方面からの協力と各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図った。

＜交付状況＞ (各年度 3 月 31 日現在) (単位：人)

区分 市町名	手帳所持者数 (R7)				R6 所持者数	R5 所持者数
	合計	1 級	2 級	3 級		
合 計	1,584	364	1,001	219	1,564	1,515
五所川原市	832	186	539	107	806	785
つがる市	310	66	197	47	299	281
鰺ヶ沢町	120	32	64	24	115	108
深浦町	77	21	42	14	84	83
鶴田町	131	28	87	16	145	137
中泊町	114	31	72	11	115	121

(4) 管内精神障害者数の状況

(4)－1 市町別・年齢階層別

(令和 8 年 3 月 31 日現在) (単位：人)

区分 市町名	合 計	～19 歳	20 歳～64 歳	65 歳～
合 計	2,311	29	1,589	693
五所川原市	1,147	20	807	320
つがる市	516	2	357	157
鰺ヶ沢町	170	2	108	60
深浦町	114	1	69	44
鶴田町	201	3	138	60
中泊町	163	1	110	52

※自立支援医療費制度利用により当所で把握しているものから集計。

(4)－2 市町別・疾病別・男女別精神障害者数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)(単位：人)

疾患名		五所川原市	つがる市	鰺ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
F0	症状性を含む器質性精神障害	24	14	9	5	8	8	68
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	16	12	3	3	8	3	45
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	418	162	69	51	55	62	817
F3	気分（感情）障害	308	146	45	22	56	48	625
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	61	21	7	4	18	11	122
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		1					1
F6	成人の人格及び行動の障害	3	3		2	1		9
F7	精神遅滞	28	25	7	5	4	3	72
F8	心理的発達の障害	98	42	8	3	12	11	174
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	22	11	4	2	6	3	48
G40	てんかん	122	58	15	15	23	9	242
その他		47	21	3	2	10	5	88
合計		1,147	516	170	114	201	163	2,311

※自立支援医療費制度利用により当所で把握しているものから集計。

(5) 精神保健福祉相談状況

精神保健福祉法第 47 条に基づき、保健所精神保健業務の一環として、患者及びその家族に対し精神疾患などに関する相談・指導等を行い、精神保健福祉の向上を図ることを目的に実施している。

定期、随時相談の利用状況はほぼ横ばい状態であり、相談の内容は、受診・入院、通院・服薬、患者への接し方についての相談が多い状況である。

(5)－1 嘱託医による定期相談（月 1 回）

- ・実施日時：第 2 木曜日 13：00～14：00
- ・嘱託医：布施病院精神科医師 臼谷 心平
- ・相談状況：年間で 6 件の相談があった。

(5)ー2 保健師による来所及び電話相談（随時）

(単位:件)

方法 内容		合 計	受診・入院について	通院・服薬について	生活指導等について	経済的な問題のこと	性格・行動上のこと	患者への接し方	アルコールについて	薬物について	人間関係について	施設入所について	社会復帰について	福祉サービスの利用	ひきこもり	その他	自殺関連（その他再掲）	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
来所	定期	6	2				1		1							2		6	10	5	5	3
	随時	18	4				1		2							11	1	20	27	14	14	29
電話		215	21				1	1	22							167	1	206	164	79	114	86
合計		239	27				3	1	25							180	2	232	201	98	133	118

(6) 訪問指導状況

精神保健及び精神障害者の支援に関し、精神障害者及びその家族、関係者からの訪問依頼があった対象者を優先して訪問している。

訪問対象は主治医等から依頼された方、関係機関等から連絡を受けた方、精神保健福祉相談後に必要と思われる方、患者本人及び家族から依頼された方、その他必要と思われる方等となっている。また、指導内容は、治療の継続、受診に関することが多く、緊急性の高いケースや処遇困難ケース等は、関係機関と連携をとりながら対応している。

<訪問指導の状況>

(単位:件)

年度	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R1
訪問件数	47	40	91	77	61	46	42

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めている。構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携支援ができるような体制を整備する必要がある。

(7)ー1 西北五地域生活支援広域調整会議

令和7年度は下記のとおり開催を予定していたが、豪雪により中止となった。

・開催日：令和8年2月3日（水） ※豪雪により開催中止

・内 容：

① 事業説明「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」

- 西北保健所 健康増進課 主査 荒井 知佳
- ② 報告「当事者アンケートの結果について」
- 西北保健所 健康増進課 主査 荒井 知佳
- ③ 意見交換（グループワーク）「西北五地域で“にも包括”を進めるために」

(7)－2 西北五地域における精神障がい者地域生活支援に関する協議の場

1	開催日	令和7年7月14日
	場所	五所川原合同庁舎A会議室
	出席者	管内主任相談支援専門員、市町障がい福祉担当課、保健所計13名
	内容	(1) 事業概要およびこれまでの取組等について (2) 令和7年度取組案について ①新ロードマップ案について ②当事者ニーズを把握するための取組について
2	開催日	令和8年2月3日 ※豪雪により開催中止
	場所	五所川原合同庁舎BC会議室
	出席者	管内主任相談支援専門員、市町障がい福祉担当課、保健所計13名
	内容	(1) 令和7年度の取組および評価について (2) 令和8年度の取組について

(7)－3 その他の取組

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関するアンケート調査を実施

実施期間	令和7年10月15日～12月15日
対象者	精神障がい者とその家族、精神障がい者の支援者 1) 管内精神障がい者家族学習交流会の参加者 2) 当所および協力機関の利用者 等
協力機関	西北五精神障害者家族会連合会事務局、 協議の場メンバーが所属する機関（管内市町、相談支援事業所）
調査内容	1) 困りごとがある場合の相談先 2) 病気になってから経験した嫌なことや困ったこと 3) 西北五地域が暮らしやすい地域になるよう力を入れてほしい取組 4) その他意見
結果	回答数：143名（内訳：当事者97名、家族15名、支援者25名、未記入6名） ・サービスの充実や働く場所の確保、普及啓発等のニーズがあることを把握した。

(8) 自殺対策

本県の自殺率は、全国的にみて高い状況にあり、自殺対策の継続的な推進が必要とされている。自殺対策を効果的に実施するために、様々な分野とのネットワークを構築し、総合的な自殺対策の推進を図ることを目的に実施している。

(8)－1 自殺対策ネットワーク連絡会

開催年月日	1. 第1回：令和7年8月22日（金） 2. 第2回：令和8年1月27日（火）
場 所	五所川原合同庁舎
参 加 者	1. 第1回 管内市町職員（自殺対策担当職員、教育委員会）、管内小中学校職員、管内高等学校職員、青森県立養護学校職員、西北教育自死無所職員、西北児童相談所 計32名 2. 第2回 管内市町精神保健福祉担当職員 計11名
内 容	1. 第1回 (1) 情報提供 「県及び管内の自殺の現状及び取組について」 情報提供者：青森県西北保健所健康増進課 (2) 意見交換 「SOS の出し方教育の実施状況について」 (3) 講演 「SOS の出し方教育の現状と課題 SOS の受け止め方について」 講師：青森県公認心理師・臨床心理士協会 園木 圭織 氏 2. 第2回 (1) 情報提供 「西北地域における自殺未遂者の現状について」 (2) 意見交換 「自殺未遂者支援の体制及び管内の自殺対策について」

(8)－2 普及啓発活動

精神障害についての正しい知識の普及及び精神障害者の社会復帰・自立及び社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めることを目的に広報活動等を通じて実施している。

- ① 自殺予防週間（9月）：のぼり旗等の設置
- ② 自殺対策強化月間（3月）：のぼり旗の設置

(8)－3 心の健康づくり事業（健康教育等）

- ・日 時：令和7年12月16日13:30～15:00
- ・事業名：令和7年度民間団体ネットワークによる県民の心の健康づくり普及啓発事業※A-IN主催
- ・場 所：鱒ヶ沢町
- ・内 容：青森県及び西北保健所管内の自殺の現状及び取組の情報提供（10分程度）

(8)－4 ゲートキーパー養成研修

① 事業説明

管内5か所の商工会に対し、事業説明及び協力依頼を行った。

② ゲートキーパー養成研修の実施

- ・日 時：1回目 令和7年 5月16日 13:30～15:30
2回目 令和7年11月21日 14:00～15:00
- ・場 所：1回目 嘉瀬コミュニティセンター
2回目 つがる市商工会館
- ・参加者：1回目 嘉瀬地区老人クラブ 計21計
2回目 商工会会員、市役所職員等 計13名

(8)－5 SOS の出し方教育

① 事業説明

管内の県立高等学校(全5校)に対し、現状把握及び事業説明を行った。

② SOS の出し方教育の実施

- ・日 時：令和7年8月25日 17:45～18:50
- ・場 所：五所川原高等学校定時制棟 3年次教室
- ・内 容：五所川原高等学校定時制から依頼を受け、1～3年生までの生徒18名を対象に「自分のことを大切にしよう」をテーマに実施

(9) 組織育成

(9)－1 西北五精神障害者家族会連合会

精神障害者の家族が相互に学び、支え合うとともに、精神障害に対する正しい理解を進める等、地域精神保健福祉の向上を図るための活動を行う家族会連合会の運営について側面から支援している。

① 管内の家族会 (5団体)

家族会名	市 町 等	家族会名	市 町 等
さくらの会※	五所川原市	ひづる飛鶴会	鶴田町
やすらぎの会	鰯ヶ沢町	はばたけ友の会	共生会
こま木馬の会	つがる市		

※令和7年度解散

② 西北五地区精神障害者家族学習交流会

西北五精神障害者家族会連合会が事務局となり、精神障害者及び家族同士の親睦交流を深めている。

実行委員会への出席 2回 交流会への参加 1回

(10) 関係機関等連絡会議及び研修等

(10)－1 つがる西北五広域連合地域自立支援協議会

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための圏域で設置されている自立支援協議会に幹事として出席している。

会議名	開催月日
幹事会	令和7年 4月22日（火）
	令和7年12月19日（金）
総会	令和7年 6月 3日（月）
相談支援部会※	令和7年 9月12日（金）
就労支援部会※	令和7年 9月12日（金）
児童・療育支援部会	令和7年10月21日（火）
	令和8年 2月27日（金）
〈研修会〉 地域生活支援拠点等の整備に関する 研修会	令和8年 1月23日（金）

※相談支援部会と就労支援部会は合同開催。

(10)－2 ケース検討会議

処遇困難ケースのケア会議を通して、関係者の連携体制の強化を図り、市町をはじめ医療機関、地域包括支援センター、サービス提供事業所等、関係者のチーム支援による地域生活支援の充実に努めている。

ケース会議開催状況については以下のとおり。

No	ケースの住所地	開催年月日	主催	内 容
1	五所川原市	令和7年 5月 9日	医療機関	退院前カンファレンス
2		令和7年 6月 9日	五所川原市	こどもの幸せ推進会議
3		令和7年 6月25日	医療機関	地域カンファレンス
4	つがる市	令和7年 7月11日	つがる市	ケア会議
5	鰯ヶ沢町	令和7年 6月24日	社会福祉協議会	ケースカンファレンス
6		令和7年10月24日	医療機関	地域カンファレンス
7	鶴田町	令和7年 5月 7日	医療機関	ケア会議
8		令和7年 9月17日	医療機関	ケア会議
9		令和7年10月 2日	医療機関	ケア会議
10		令和7年11月25日	医療機関	ケア会議
11		令和8年 1月 9日	医療機関	ケア会議
12		令和8年 1月23日	医療機関	ケア会議
13	深浦町	令和7年 9月11日	保護観察所	精神 CPA 会議
14		令和7年11月27日	保護観察所	精神 CPA 会議
15		令和8年 2月12日	保護観察所	精神 CPA 会議
16		令和8年 3月23日	保護観察所	精神 CPA 会議

3-7 難病関係

(1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的に患者の一部自己負担部分を除く医療費の給付を行う。

なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく指定難病医療費助

成制度が平成 27 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、旧特定疾患 56 疾患のうち難病法に移行されなかった 5 疾患（スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）、重症多形滲出性紅斑（急性期））が、現在は対象となっている。

令和 8 年 3 月 31 日現在、管内に受給者はいない。

(2) 指定難病医療費助成制度

平成 27 年 1 月 1 日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく難病のうち、国が定めた基準に該当する指定難病 348 疾病（令和 7 年 4 月～）に対し、患者の医療費の負担軽減を目的として、その治療に係る医療費の一部を助成している。

(2)－1 疾病・市町別特定医療受給者証（難病法に基づく受給者証）所持者数（延べ）

（令和 8 年 3 月 31 日現在）（単位：人）

告示 番号	市 町	合 計	五 所 川 原 市	つ が る 市	鯉 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町
001	球脊髄性筋萎縮症	2	1	0	0	0	0	1
002	筋萎縮性側索硬化症	17	10	5	0	0	1	1
003	脊髄性筋萎縮症	1	1	0	0	0	0	0
005	進行性核上性麻痺	3	2	0	0	0	1	0
006	パーキンソン病	142	63	28	12	10	15	14
007	大脳皮質基底核変性症	1	0	0	1	0	0	0
011	重症筋無力症	25	11	9	0	3	0	2
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	32	14	7	2	3	1	5
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	2	1	1	0	1	1
017	多系統萎縮症	16	6	6	0	1	2	1
018	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	43	14	15	5	2	4	3
021	ミトコンドリア病	1	1	0	0	0	0	0
022	もやもや病	10	4	6	0	0	0	0
028	全身性アミロイドーシス	5	1	3	0	1	0	0
030	遠位型ミオパチー	1	1	0	0	0	0	0
034	神経線維腫症	4	1	1	0	2	0	0
035	天疱瘡	6	2	1	1	0	1	1
036	表皮水疱症	2	0	0	0	0	2	0
037	膿疱性乾癬（汎発型）	2	1	0	0	0	0	1
040	高安動脈炎	7	5	0	0	0	1	1
041	巨細胞性動脈炎	4	2	2	0	0	0	0
042	結節性多発動脈炎	2	0	0	1	1	0	0
043	顕微鏡的多発血管炎	9	3	5	0	0	1	0
044	多発血管炎性肉芽腫症	1	0	0	1	0	0	0
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	6	4	1	0	0	1	0
046	悪性関節リウマチ	23	11	8	2	1	1	0
047	バージャー病	6	2	3	0	1	0	0
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	1	0	0	1	0	0
049	全身性エリテマトーデス	66	35	16	4	2	6	3

050	皮膚筋炎／多発性筋炎	28	14	5	3	2	3	1
051	全身性強皮症	26	11	7	2	2	4	0
052	混合性結合組織病	14	6	4	2	0	1	1
053	シェーグレン症候群	13	7	2	1	1	1	1
054	成人発症スチル病	7	4	2	0	0	0	1
055	再発性多発軟骨炎	2	0	1	0	0	0	1
056	ベーチェット病	25	13	5	1	1	3	2
057	特発性拡張型心筋症	15	4	2	6	2	1	0
058	肥大型心筋症	3	1	1	0	0	1	0
060	再生不良性貧血	6	2	2	1	0	0	1
061	自己免疫性溶血性貧血	1	0	1	0	0	0	0
063	免疫性血小板減少症	24	10	5	2	2	2	3
064	血栓性血小板減少性紫斑病	2	0	0	0	0	2	0
065	原発性免疫不全症候群	2	1	1	0	0	0	0
066	IgA 腎症	6	1	2	1	0	2	0
067	多発性嚢胞腎	19	7	5	3	1	2	1
068	黄色靱帯骨化症	7	2	2	0	0	2	1
069	後縦靱帯骨化症	56	19	15	6	9	6	1
070	広範脊柱管狭窄症	3	1	0	1	0	0	1
071	特発性大腿骨頭壊死症	13	3	3	2	1	0	4
072	下垂体性 ADH 分泌異常症	5	3	0	1	0	0	1
074	下垂体性 PRL 分泌亢進症	4	2	1	0	0	0	1
075	クッシング病	2	0	0	0	1	1	0
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	6	1	1	0	3	0	1
078	下垂体前葉機能低下症	42	17	9	2	3	6	5
082	先天性副腎低形成症	1	0	0	0	0	0	1
083	アジソン病	1	0	0	0	1	0	0
084	サルコイドーシス	30	14	6	2	0	4	4
085	特発性間質性肺炎	39	15	13	1	6	3	1
086	肺動脈性肺高血圧症	3	0	1	0	0	0	2
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	0	0	0	0	0
090	網膜色素変性症	13	6	3	0	1	2	1
091	バッド・キアリ症候群	1	1	0	0	0	0	0
093	原発性胆汁性胆管炎	8	1	4	1	1	1	0
095	自己免疫性肝炎	7	5	0	0	0	2	0
096	クローン病	51	25	9	7	2	4	4
097	潰瘍性大腸炎	139	71	30	13	5	11	9
107	若年性特発性関節炎	3	2	0	0	0	1	0
111	先天性ミオパチー	2	1	0	0	0	1	0
113	筋ジストロフィー	13	8	4	0	0	1	0
117	脊髄空洞症	1	1	0	0	0	0	0
158	結節性硬化症	2	1	0	0	1	0	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	2	0	0	0	0	0
165	肥厚性皮膚骨膜炎	1	0	0	0	0	1	0
171	ウィルソン病	3	1	2	0	0	0	0
193	プラダー・ウィリ症候群	1	0	1	0	0	0	0
209	完全大血管転位症	1	1	0	0	0	0	0
210	単心室症	2	1	1	0	0	0	0
215	ファロー四徴症	2	1	0	0	0	1	0
216	両大血管右室起始症	1	1	0	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	10	4	2	0	2	0	2

229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	2	1	0	0	0	0	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	0	0	0	0	1	0
240	フェニルケトン尿症	1	0	0	0	0	1	0
271	強直性脊椎炎	3	2	0	0	1	0	0
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	1	1	0	0	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	1	0	0	0	1	0
300	IgG4 関連疾患	6	5	0	0	0	0	1
306	好酸球性副鼻腔炎	49	18	15	4	5	2	5
計		1,179	518	284	92	81	112	92

(3) 青森県難病患者地域支援対策推進事業

難病患者等に対して適切な支援を行い、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的として、本事業を実施している。

(3)－1 難病対策地域協議会

地域における難病患者への支援体制に関する課題を情報共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議することを目的に開催している。

開催日：令和8年1月22日

出席者：18名（管内市町防災担当課、福祉課、健康づくり担当課、子育て担当課、難病相談員）

内容：

1. 情報提供

テーマ：「地域で医療機器を使用して生活する患者への実効性のある避難支援～医療的ケア児の避難訓練を通して～」

情報提供者：西北保健所健康増進課 主査 江良 育子

2. 講話

テーマ：「難病患者の個別避難計画策定を進めるために」

講師：青森県立中央病院 医療連携部

難病診療連携コーディネーター 町田 正子 氏

3. 意見交換

テーマ：「地域で医療機器を使用して生活する難病患者への実効性のある避難支援」

助言者：青森県立中央病院 医療連携部

難病診療連携コーディネーター 町田 正子 氏

(3)－2 医療相談事業

患者等の療養上の不安の解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等による指導・助言等を行うことを目的に開催している。

開催日：令和7年10月20日

出席者：4名（患者家族、支援者）

内容：

1. 講話

テーマ：「転倒予防の運動と環境調整について」

講師：五所川原リハビリ倶楽部 理学療法士 古木名 寿登 氏

2. 個別相談

※患者家族が1名となったため、当初予定していた交流会は中止。
個別相談を実施した。

(3)－3 訪問相談事業

医療相談事業等に参加できない重症難病患者や、その家族が抱える日常生活上の療養の悩み等について、訪問相談を行うことを目的に実施している。

年 度	難病患者等訪問相談員数	訪問対象者	訪問相談件数
R7	2	7	13
R6	3	6	12
R5	3	10	18

(4) 保健所保健師による訪問指導及び健康相談

(単位：件)

年 度	訪問指導	健康相談	(再掲) 新規交付時相談
R7	30	41	18
R6	35	67	18
R5	30	45	33

※新規交付時相談は令和6年度から在宅医療機器使用患者・在宅神経筋疾患患者・その他必要と認める患者を対象とした。

3-8 人材育成・市町支援関係

(1) 新任保健師研修 (※地域保健関係者研修併催)

(目的) 新任保健師(保健師専門能力キャリアレベル：A-1、A-2。詳細は青森県保健師活動指針2019年3月改訂参照)が、保健師の専門能力を発揮し、地域保健活動が展開できるよう、対人支援や保健事業実施のための基本的な実践能力を身につけるとともに、現在教育の体制づくりを推進することを目的とする。

1；EBPM・事業形成について 2；対人支援について

1	月 日	第1回：令和7年 6月 27日(金) 第2回：令和7年 9月 25日(金) 第3回：令和7年 11月 13日(木) 第4回：令和8年 2月 18日(水)
	場 所	第1～4回：五所川原合同庁舎
	受講者	第1回：管内新任保健師等 17名 第2回：管内新任保健師等 18名 第3回：管内新任保健師等 18名 第4回：管内新任保健師等 16名
	内 容	EBPMの概要、文献検索の手法、インタビュー手法 カスタマージャーニーの作成、事業形成、発表
2	月 日	①精神障害等を抱える人への支援スキルアップ：令和7年7月29日(火) ②特性を抱えた人との面接スキルアップ：令和7年10月10日(金)

	③児童福祉の概要と基礎：令和7年12月12日（金）
場 所	五所川原合同庁舎
受講者	①管内新任保健師等 47 名 ②管内新任保健師等 17 名 ③管内新任保健師等 20 名
内 容	精神疾患の概要、治療、特性を抱えた人との面接のポイント、児童福祉制度等

(2) 初任期行政栄養士研修

初任期行政栄養士が、保健行政の機能と栄養士の役割及び保健活動に必要な基本的な知識や技術を習得し、円滑に行政栄養士業務を行えることを目的とする。

令和7年度は対象者なしのため、実施せず。

(3) 看護学生等実習指導関係

地域で生活している人々や環境に対する理解を深めるとともに、保健所の役割、保健師が行う公衆衛生看護活動の基本的な知識・技術・態度、行政栄養士の果たす役割や業務内容について講義及び体験を通して、看護及び管理栄養士の担い手を育成することを目的として、実習を行っている。

(3)－1 地域保健展開実習（看護学生実習）

下記のとおり学生実習を受け入れた。

実習期間	令和7年7月7日（月）～ 10日（木）	令和7年8月18日（月）～ 21日（木）
学校名及び人数	青森県立保健大学 4名	青森中央学院大学 4名

(3)－2 公衆栄養学臨地実習

実践活動の場での課題発見、解決を通じて、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を習得させる目的で、令和7年度は下記の内容で実施した。

① 公衆栄養学臨地実習Ⅰ（必修科目）

実習期間	令和7年6月16日（月）～20日（金）
学校名及び人数	青森県立保健大学 2名、柴田学園大学 5名

② 公衆栄養学臨地実習Ⅱ（選択科目）

実習期間	令和7年9月24日（火）～12月19日（金）	※国民健康・栄養調査への参加。
学校名及び人数	青森県立保健大学 8名	

第3 資料編

目 次

1 西北保健所関係資料

1－1	病院・施設等配置状況	63
1－2	救急医療機関	63
1－3	感染症発生動向調査年次状況	64
1－4	予防接種状況	65
1－5	小児慢性特定疾病医療費助成制度給付状況 (医療受給者証交付人数)	67
1－6	小児慢性特定疾病児童手帳(ひまわり手帳)交付状況	67
1－7	先天性代謝異常等検査状況(令和7年度)	68
1－8	令和7年度妊婦連絡票実施状況	68

2 関係団体等名簿

2－1	保健医療関係団体	69
2－2	関係行政機関	69

1 西北保健所関係資料

1-1 病院・施設等配置状況

(令和8年3月31日現在)

市町名	病院・施設名等	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	介 護 老 人 保 健 施 設	保 健 セ ン タ ー	看 護 学 校	保 健 師 (行政)	保 健 協 力 員	食 生 活 改 善 推 進 員	食 品 衛 生 推 進 員
五所川原市		5	42	21	2	2	1	21	326	89	8
つがる市		1	10	9	1	1		19	157	78	3
鱒ヶ沢町		1	5	2	1	1		9	114	29	3
深浦町			5	2	1	1		9	133	35	2
鶴田町			5	3	1	1		7	163	32	2
中泊町			7	2				6	94	30	2
合計		7	72	39	6	6	1	71	987	293	20

※介護老人保健施設数に関しては健康福祉関係施設名簿で確認。

1-2 救急医療機関

(令和8年3月31日現在)

名 称	所 在 地	電 話	診療科目
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町 12 番地 3	0173(35)3111	内科、神経内科、皮膚科、リウマチ科、小児科、精神科、外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻いんこう科、産婦人科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科
つがる西北五広域連合 かなぎ病院	五所川原市金木町菅原 13 番 1	0173(53)3111	内科、小児科、外科、整形外科、眼科
つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	西津軽郡鱒ヶ沢町大字 舞戸町字蒲生 106-10	0173(72)3111	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科

1－3 感染症発生動向調査年次状況

疾患名			年	R7	R6	R5
週 報	インフルエンザ定点	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）		2, 200	1, 298	1, 455
	新型コロナウイルス感染症定点	新型コロナウイルス感染症		1, 140	2, 707	1, 999
	急性呼吸器感染症（ARI）定点	急性呼吸器感染症（ARI） （2025 年第 15 週～）		11, 491		
	小児科定点	R S ウイルス感染症		95	79	135
		咽頭結膜熱		143	58	38
		A 型溶血性レンサ球菌咽頭炎		263	680	130
		感染性胃腸炎		1, 221	842	1, 068
		水痘		23	17	15
		手足口病		21	565	148
		伝染性紅斑		224	29	4
		突発性発疹		38	42	28
		ヘルパンギーナ		16	117	448
		流行性耳下腺炎		7	7	6
	眼科定点	急性出血性結膜炎				
		流行性角結膜炎		20	16	7
	基幹定点	細菌性髄膜炎			1	
		無菌性髄膜炎				2
		マイコプラズマ肺炎		70	45	1
		クラミジア肺炎（オウム病を除く）				
		感染性胃腸炎（ロタウイルス）				
月 報	性感染症定点	性器クラミジア感染症			1	1
		性器ヘルペスウイルス感染症		2	2	1
		尖圭コンジローマ		1	2	3
		淋菌感染症				
	基幹定点	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		74	86	71
		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症				
		薬剤耐性緑膿菌感染症				

資料：感染症発生動向調査システムより

1-4 予防接種状況

(1) A 疾病

区分 市町	年 度	(D P T - I P V) 四 種 混 合	(D P T - I P V - H i b) 五 種 混 合	二 種 混 合(D T)	日本脳炎		麻しん・風し ん (混合・单抗 原)		ヒ ブ ワ ク チ ン	小 児 用 肺 炎 球 菌 ワ ク チ ン	子 宮 頸 がん 予 防 ワ ク チ ン	水 痘 ワ ク チ ン	B C G	B 型 肝 炎 ワ ク チ ン	ロ タ ウ イ ル ス ワ ク チ ン
					一 期	二 期	一 期	二 期							
五所川原市	6	279	528	382	514	345	194	278	234	762	625	393	197	554	382
	5	866		303	757	425	214	282	791	789	546	434	184	585	393
	4	862		310	1,041	528	250	293	871	870	834	464	219	630	428
つがる市	6	138	278	169	299	220	114	141	115	393	742	215	91	284	197
	5	499		158	508	222	120	174	450	452	411	248	117	334	228
	4	470		171	627	279	131	199	473	474	279	254	108	350	239
鯉ヶ沢町	6	20	48	34	60	36	16	24	16	66	216	35	17	48	34
	5	77		39	87	51	19	33	65	65	68	36	13	48	36
	4	113		44	73	35	28	39	109	106	99	55	28	77	61
深浦町	6	20	30	21	32	28	17	19	18	49	135	29	11	32	29
	5	69		32	64	38	19	26	68	68	74	31	16	51	45
	4	61		30	78	47	13	26	56	56	125	29	15	41	34
鶴田町	6	57	100	68	98	71	42	59	51	146	381	86	37	111	68
	5	164		80	174	75	47	70	158	160	168	84	41	112	75
	4	180		78	235	83	41	67	183	184	221	85	46	131	90
中泊町	6	39	48	45	60	41	31	41	40	85	230	61	22	53	35
	5	114		38	106	44	25	45	107	108	116	56	25	81	58
	4	119		51	137	35	36	47	113	113	94	68	30	81	51
合計	6	553	1,032	719	1,063	741	414	562	474	1,501	2,329	819	375	1,082	745
	5	1,789		650	1,696	855	444	630	1,639	1,642	1,383	889	396	1,211	835
	4	1,805		684	2,191	1,007	499	671	1,805	1,803	1,652	955	446	1,310	903

資料：地域保健・健康増進事業報告より (単位：件)

(2) B 疾病

市町	区分	年 度	インフルエンザ ワクチン			成人用肺炎球菌ワクチン									
			60 歳 以上 65 歳 未満	65 歳 以上	計	60 歳 以上 65 歳 未満	65 歳 相当	70 歳 相当	75 歳 相当	80 歳 相当	85 歳 相当	90 歳 相当	95 歳 相当	100 歳 相当	計
五所川原市		6	19	11,324	11,343	2	169								171
		5	23	12,851	12,874	5	364	102	105	66	75	70	31	2	820
		4	17	13,457	13,474	6	372	89	81	85	90	67	38	6	834
つがる市		6	13	7,385	7,398		198								198
		5	9	7,939	7,948		307	109	96	59	45	30	6	1	653
		4	8	8,015	8,023		250	63	58	38	33	17	9		468
鯺ヶ沢町		6	1	1,812	1,813		37								37
		5	1	1,926	1,927			4	1	3		2	1	2	13
		4	1	2,003	2,004		19	6	1						26
深浦町		6		1,917	1,917		51								51
		5		2,229	2,229		48	27	23	17	13	8	4	1	141
		4		2,138	2,138		81	30	33	28	33	16	8		229
鶴田町		6		2,361	2,361		11								11
		5	1	2,461	2,462		31	19	6	4	5	3	2		70
		4		2,585	2,585		25	9	7	5	2				48
中泊町		6	1	2,730	2,731		43								43
		5		2,625	2,625		72	40	15	19	15	11	7	1	180
		4	2	2,692	2,694		59	23	26	15	17	11	5		156
合計		6	34	27,529	27,563	2	509								511
		5	34	30,031	30,065	5	822	301	246	168	153	124	51	7	1877
		4	28	30,890	30,918	6	806	220	206	171	175	111	60	6	1,761

資料：地域保健・健康増進事業報告より (単位：件数)

1－5 小児慢性特定疾病医療費助成制度給付状況（医療受給者証交付人数）

（令和8年3月31日現在）（単位：人）

疾患名		年 度	令和6年度	令和7年度	令和7年度 市町別内訳				
					五所川原市	つがる市	鰯ヶ沢町	深浦町	鶴田町
01	悪性新生物		10	9	4	4			1
02	慢性腎疾患群		4	4	1	2			1
03	慢性呼吸器疾患群		3	4	1	2	1		
04	慢性心疾患群		16	16	9	2	1	1	3
05	内分泌疾患群		9	8		4	2		1
06	膠原病		5	2		1	1		
07	糖尿病		8	7	6				1
08	先天性代謝異常		4	3	2				
09	血液疾患群		2	2	2				
10	免疫疾患群		1						
11	神経・筋疾患群		7	8	4	1	1		2
12	慢性消化器疾患群			3	2	1			
13	染色体又は遺伝子に異常を伴う症候群		1						
14	皮膚疾患群		1	1					1
15	骨系統疾患群		1	1	1				
16	脈管系疾患群								
合計			72	68	32	17	6	1	10

1－6 小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）交付状況

（令和8年3月31日現在）（単位：件）

疾患名		年 度	令和6年度	令和7年度
01	悪性新生物		1	1
02	慢性腎疾患群			
03	慢性呼吸器疾患群		1	1
04	慢性心疾患群		1	1
05	内分泌疾患群		1	1
06	膠原病			
07	糖尿病		2	2
08	先天性代謝異常			
09	血液疾患群			
10	免疫疾患群			
11	神経・筋疾患群			
12	慢性消化器疾患群			4
13	染色体又は遺伝子に異常を伴う症候群			
14	皮膚疾患群			
15	骨系統疾患群			
16	脈管系疾患群			
合計			6	10

1－7 先天性代謝異常等検査状況（令和7年度）

（単位：件）

市町名 検査区分	五所川原市	つがる市	鯨ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
要 精 検 件 数				1		1	2

1－8 令和7年度妊婦連絡票実施状況

（単位：人）

区分 市町名	妊 娠 届 出 数	妊 婦 連 絡 票 提 出 数	妊 婦 保 健 指 導 報 告 数	指導週数別				指導方法別				連 要 連 絡 票 ・ 指 導 妊 産 婦 数	連 妊 産 婦 指 導 行 結 果 数	妊 婦 連 絡 票 の 提 出 は な い が 保 健 指 導 を 実 施 し た 数
				〽 11 週	12 〽 19 週	20 〽 27 週	28 週	窓 口	訪 問	電 話	そ の 他			
五所川原市	165	165	165	152	10	1	2	165				43	42	
つがる市	98	97	97	89	6		2	97				20	8	6
鯨ヶ沢町	10	10	10	10				10				5	4	
深浦町	16	15	15	14	1			13	1		1	2		1
鶴田町	26	26	26	23	3			26				11	9	3
中泊町	15	15	15	15				15				6	6	
合計	330	328	328	303	20	1	4	326	1		1	87	69	10

2 関係団体等名簿

2-1 保健医療関係団体

団体名	電 話	郵便番号	所在地	会長(代表者)名	備 考
西北五医師会	0173-35-0059	037-0045	五所川原市新町 58-2	佐藤 充	五所川原市立高等看護学院内
北五歯科医師会	0173-34-2050	037-0063	五所川原市大町 501-15	津島 克正	(医) ウェルビーイング津島歯科内
西つがる歯科医師会	0173-25-2481	038-3107	つがる市柏稲盛幾世 41	大戸 勲	柏ミナトヤ歯科医院内
県西北五獣医師会	090-1398-4109	038-3514	鶴田町大字中野字花岡 200-3	工藤 明宏	
青森県薬剤師会 西北五支部	0173-26-6106	037-0058	五所川原市錦町 1-91	木皮 美賀	ひなた薬局内
青森県看護協会 西北五支部	0173-53-3111	037-0202	五所川原市金木町菅原 13-1	工藤 美智子	かなぎ病院内
青森県栄養士会 五所川原地区部会	0173-35-3470	037-0085	五所川原市芭蕉 18-4	小野 康子	布施病院内
青森県西北保健所管内 食生活改善推進員 連絡協議会	0173-34-2108	037-0056	五所川原市末広町 14	今 博子	青森県西北保健所内

2-2 関係行政機関

(1) 管内市町

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
五所川原市役所	0173-35-2111	037-8686	五所川原市字布屋町 41-1	
つがる市役所	0173-42-2111	038-3192	つがる市木造若緑 61-1	
鱒ヶ沢町役場	0173-72-2111	038-2792	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321	
深浦町役場	0173-74-2111	038-2324	深浦町大字深浦字苗代沢 84-2	
鶴田町役場	0173-22-2111	038-3595	鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1	
中泊町役場	0173-57-2111	037-0392	中泊町大字中里字紅葉坂 209	

(2) 教育

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
西北教育事務所	0173-35-2170	037-0046	五所川原市栄町 10	五所川原 合同庁舎内

(3) 福祉

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
西北福祉事務所	0173-34-2111 (五所川原 合同庁舎代表)	037-0046	五所川原市字栄町 10	五所川原 合同庁舎内
西北児童相談所				

(4) 警察

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
五所川原警察署	0173-35-2141	037-0046	五所川原市栄町 6-1	
つがる警察署	0173-42-3150	038-3142	つがる市木造赤根 1-4	
鱒ヶ沢警察署	0173-72-2151	038-2753	鱒ヶ沢町本町 207	

(5) 消防

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
五所川原消防署	0173-35-2019	037-0046	五所川原市中央 4-130	
つがる市消防署	0173-42-2101	038-3142	つがる市木造赤根 1-1	
鱒ヶ沢消防署	0173-72-2151	038-2761	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 385-2	
深浦消防署	0173-74-2994	038-2321	深浦町大字広戸字家野上 107-3	
鶴田消防署	0173-22-2131	038-3503	鶴田町大字鶴田字早瀬 194-1	
北部中央消防署	0173-57-2370	037-0305	中泊町大字中里字紅葉坂 207	

(6) 厚生労働省関係

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
五所川原労働基準監督署	0173-35-2309	037-0004	五所川原市唐笠柳藤巻 507-5	
五所川原公共職業安定所	0173-34-3171	037-0067	五所川原市敷島町 37-6	

青森県西北保健所

〒037-0056 五所川原市末広町 1 4

電 話 : 0173-34-2108

エイズ相談専用 0173-33-1090

F A X : 0173-34-7516

メールアドレス : GO-HOKEN@pref.aomori.lg.jp

ホームページアドレス

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/go-hoken/go-hoken_top.html